

30228

教科書文庫

3
810
32-1894
200030 1441

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Inches
1 2 3 4 5 6 7 8
cm
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

3759
N119
資料室

高等
小學
新讀本
西村正三郎 編述
下編卷三

375.9
No. 19

廣島大學圖書印



高等小學新讀本下篇第三卷

目次

- 第一章
- 第二章
- 第三章
- 第四章
- 第五章
- 第六章
- 第七章
- 第八章
- 第九章
- 第十章
- 第十一章
- 第十二章
- 第十三章
- 第十四章
- 第十五章
- 第十六章

恭儉
 競爭ト謙讓
 歴代の農政 (一)
 布哇の國勢
 分子ノ震動 (音(光)熱)
 貯蓄の秘法
 輕氣毬ノ圖ニ題ス
 大塔宮熊野落の事 (一)
 大塔宮熊野落の事 (二)
 博愛
 歴代の農政 (二)
 ホノル、府雜記
 溫波
 先哲の書簡 賴春水の某に寄せし書
 我の身の利益と公衆の利益
 電氣燈及電話機

高等新讀本

下篇第三卷

目次一 教育書專賣所

第十七章	修學習業
第十八章	歴代の軍政 (一) 公衆の利益
第十九章	シドニー府の繁華
第二十章	電池及電信機
第二十一章	平家蟹
第二十二章	邯鄲の一夢
第二十三章	先哲の書簡 十時半蔵より中村芳中に贈りし書
第二十四章	知能徳器
第二十五章	磯丸ノ傳
第二十六章	源烈公の蟄居
第二十七章	公益世務
第二十八章	歴代の軍政 (二)
第二十九章	國政
第三十章	東印度の人民
第三十一章	芳野城の急戦
第三十二章	村上父子の忠節
第三十三章	國憲國法
第三十四章	化合及元素

目次終

帝國大學圖書印

高等小學新讀本下篇第三卷

西村正三郎 編述

第一章 恭儉

恭とい、行義のりやうやうしく丁寧なるをいふ。儉とい、なるべく用度を省きて、濫に費さざるをいふ。凡人の身を修むるは、最大切なるは、恭敬の心あり。内は恭敬の心をせむ、行をたのづらら慎むに至るべし。少くにてても、驕る心あれば、其色外にあらはれて、遂に己世の人々より疎まるゝに至らん。心慎まば、行修まらざるべきは、身を破るより外なかるべし。させば天皇に對しては、忠義の臣と為り、父母に向ひては、孝行の子と為り、兄弟相愛し、夫婦相和し、朋友相信して、一村一郷一國の中に、名ある民

と爲り、譽ある人と爲るは、皆おれ恭敬の心よ基くものぞか。又内心よ、傲り高ぶりをぶらうの邊のみを、取りつくろひて、人を敬ふやうに在るは、いもゆる外を飾るものにして、人の卑むべきもの、これよ過ぎたるは、あらじ。殊に先生長者の教を受くる年若き子弟は、常にその先生長者を敬ひて、決してこれを侮り、輕んぢまじき事あり。己が身に才徳を具ふるに至るも、皆おれ先生長者の教よよることなれば、その先生長者を侮るは、即我の身の才徳を侮るよ異ならず。ゆゑに先生長者を重んじて、道と藝とを學ぶは、全く我が身の才徳を重んぢる事と心得べし。おの恭敬の事に次ぎて、大切あるは、我が身のよほりを約かにして、費用を省くべき事なり。人への貴賤貧富の別あるものなれば、各よく其分限を守りて、假よも奢侈ある事と、過美お

る物とを好むべからば、人の身に止むことを得ざして、營むべきものハ、第一に食物、第二に衣服、第三に住居なり。人間の大事、おの三に過ぎず。飢ゑを凍え、風雨よ侵され、静におの世を過ごをを、人間第一の樂とす。さるにより、何事も只々質素にして、清潔あらんことを務むべし。人も己の身分を顧みず、窮に陥り、困窮なるがまゝに、種々の惡事をも工夫し、出まよ至るべし。凡人として、君に忠義を、はげみ、親に孝養を、盡さんと、ほるに、其心恭敬にして、其身儉約あるべし。若否ならずして、人よ疎まれ、身を失ひんと、在るやうにて、いかで、お忠孝の道を、全うするおとを得べき。されば、誰人よても、恭敬と儉約との二、を、務め守りて、己の身を、立て、家を失はず、能く忠孝の大道を、勵

み行ふおとを朝夕に心づくべし。恭儉己ヲ持シと宣へる御辭も蓋これに外あらざるべし。

第二章 競争ト謙讓 三島毅

近來洋學ノ流行ヨリ、權利即條理ヲ主張シ、相競争スルコトヲ貴ブ。故ニ之ニ及スル謙讓ハ、西洋ニテ、賤シムコトカト思へバ、左ニアラスシテ、翻譯書等ヲ見レバ、謙讓ヲ美德ト稱シタルコト、少カラズ。最著シキハ、華盛頓ガ、百戰ノ力ニテ、米國ヲ獨立國ト爲シタル後、僅八年ニシテ、大統領ノ位ヲ讓リテ退キタルハ、堯舜ノ禪讓ニモ劣ラズ。東西洋トモニ、稱揚セザルモノ無ケレバ、矢張り、西洋モ、謙讓ヲ貴ブナリ。振り返リテ、我東洋ヲ見ルニ、帝堯ガ、允ニ恭ク、克ク讓ル徳ヲ以テ、光リテ、四表ニ被ラシ、上下ニ格ラシメタルヲ始メトシ、八元八凱ガ、相互ニ其官職ヲ推讓

シタルハ、後世ノ龜鑑ト爲リ、泰伯三以天下讓、又至徳ト稱セラレ、其他此類ノ言、枚擧スルニ暇アラザレバ、東洋ハ、謙讓ノミヲ貴ビ、之ニ及スル競争ハ、賤ムコトノ様ニ思ハルレドモ、左ニアラス。論語ニ、其争也君子、當仁不讓於師、見賢思齊ナドノ言、段々アリ、中庸ニ、人一己之、人百之、己千之トアリ。孟子ニ、曾子ノ言ヲ引キ、自反縮雖千萬人、吾往矣、又、晋楚之富、不可及也、彼以其富、我以吾仁、彼以其爵、我以吾義トアリ。又、顏淵ノ言ヲ引キ、テ曰ク、舜何人也、予何人也、トアリテ、皆一步モ人ニ讓ラザラントスル競争ナリ。然ラバ、東洋ニテモ、矢張り競争ハ貴ブナリ。故ニ此ニツノ者ハ、洋ノ東西ヲ問ハズ、必有ル者ニテ、其根元ハ、天性ニ出ヅルナリ。何トナレバ、人ハ、天地生々ノ氣ヲ受ケテ生レ居レバ、相發達シ、相伸張シ、上へ上へト昇リ進ミ、他ニ勝ラントス

小學 卷之三 六
ルハ自然ノ性ナリ。故ニ晏子曰久有血氣者皆有爭心ト確言
ト云フベシ。サリトテ己ニ競争心アレバ人亦競争心アリ之ヲ
怒シテ相譲リ合フ心モ自生ズルモノニテ亦自然ノ性ナリ。故
ニ孟子ノ曰フニハ無辭讓之心非人也ト是亦確言ナリ。是東西
洋人ノ同一ナル所ナリ。然ルニ競争ハ進取ナリ謙讓ハ退守ナ
リ之ヲ並ビ行フコトハ甚困難ナリ。如何ニカ處置スベキヤ深
思熟慮シテ工夫セザル可カラズ。

謙讓ニモ競争ニモ皆適度ノ分限アリ。此分限ヲ超出ヅレバ相
反戾シ相衝突シテ並ビ行ハレザレドモ各自適度ノ分限ヲ守
レバ相補ヒ相濟ヒテ並ビ行ハルベシ。前ニ陳述シタル聖賢ノ
語ハ皆競争ノ適度分限ニ協フモノナリ。何トナレバ其爭也君
子ト云ヒシ爭ハ己ガ射力ノ有ラン限リヲ出シ勝ヲ爭ヘドモ

唯其分限内ノ運動ニシテ少シモ他人ヲ妨害スルコトナシ。又
仁ニ當リ仁ヲ行フコト賢者ヲ見テ之ニ齊カラントスルコト
ハ皆我が分限内ニ於テ道德ヲ發達伸張シテ人ニ優ラントス
ルコトニテ師匠ニモ賢者ニモ少シモ妨害ハセズ。其他中庸孟
子ノ言モ皆此類ニテ己ガ分限内ノ運動ニシテ他人ヲ妨害ス
ルコトナシ。是競争ノ適度ヲ得タル者ナリ。然ルニ此適度分限
ヲ超エテ兎角人ヲ妨害シ易キモノナリ。此競争心ノ過度ハ誰
モ平生知ラズ識ラズアルモノニシテ人ハ他人ヲ褒ムルコト
ヨリ兎角謗ルコト多シ。徂徠ガ云ヘル通り炒豆ヲ齧ミテ人ヲ
謗ルガ一番面白シトハ實ニ確言ナリ。然ルニ必シモ其人ヲ怨
ミ惡ムニモ非ズ又我が益ニナルニモ非ズ何ノ心ニテ謗リタ
ルヤ自分ナガラ知ラズ能ク能ク熟考シテ見レバ唯競争心ニ

天人ニ勝ツヲ好ミ、人ニ負ケルヲ惡ム心ガ常々アル故ニ、唯言
語ダケニテモ、人ヲ下ニ見之ヲ謗レバ、心持ガ宜シキナリ。己ハ
唯ソレダケノコトナレドモ、人ニハ疵ガ付キ、妨害トナルベシ。
之ガ増長スルト、嫉妬トナリ、讒言トナリ、惡行ニ流レ、人ヲ妨害
スルコト小ナラス。故ニ此競争心ヲ、我が分限内ニ用井テ運動
スレバ、技藝モ、道德モ、自由自在ニ發達伸張シテ、堯舜ニ勝ルモ、
勝手次第ニテ、少シモ、人ノ妨害ニナラス。之ヲ草木ニ喩フルニ、
草木ハ血氣ナケレドモ、天地ノ生氣ヲ受ケ居ルモノ故、矢張り
争氣アリテ、相發達シテ、他ノ草木ノ上ニ出デントス。唯空中へ
伸張スレバ、何程高ク他ノ草木ノ上ニ出ヅルモ、我が分限内ノ
競争ニシテ他ヲ妨害セズ。若傍へ伸張セバ、他ノ草木ノ枝葉ヲ
妨害シ、互ニモツレ合ヒテ、枯ル、カ、又ハ植木屋ニ剪伐セララル

ルニ至ルベシ。是競争過度ノ弊ナリ。之ヲ商業ニテ云ヘバ、己ガ
勉強シテ、品物ヲ善良ニシ、價ヲ廉下ニシ、善ク客ヲ取り、他ノ商
人ニ勝ルハ、分限内ノ競争ニテ、勝手次第ナレドモ、或ハ他店ノ
品物ヲ惡ク言ヒ觸ラシ、或ハ其販路ヲ妨ゲ、甚シキ卑劣ハ、偽物
ヲ拵ヘテ、賣ルニ至ル。近來西洋軒ト云フ西洋料理ガ流行スレ
バ、字ヲ變ヘテ、青楊軒又ハ西陽軒ト云フ看板ガ出デ、稍流行ス
ル書物ガ出ヅレバ、之ニ似寄タル書名ガ澤山出デ、寶丹屋ノ町
内カラ、偽寶丹ガ出ヅル如キコトハ、枚擧スベカラズ。皆他人ヲ
妨害スルモノニテ、競争過度ノ弊ナリ。農工ガ己ノ業ヲ勉強セ
ズシテ、人ノ業ヲ妨ゲ、學者ガ己ノ學問ニ勉強シテ、人ニ勝ツコ
トヲ為サズ。徒ニ人ノ學問ヲ誹謗駁撃シ、官員ガ己ノ職分ヲ勉
強シテ、上進スルコトヲ為サズ、人ヲ讒謗シ、又ハ蹴落シテ上進

セントスルカ如キ、皆此弊ナリ。近日議員撰擧ノ競争ニ至リテ、此弊害極マレリ。是モ平生己ノ學問ヲ修メ、人物ヲ善クシ、人望ヲ收メルコトニ競争スルハ、分限内ノ事ナレドモ、或ハ人ヲ讒謗シ、或ハ壯士ヲ雇テ壓制シ、或ハ金錢飲食以テ請托シ、鄙劣醜態至ラザル所ナク、他人ヲ妨害スルハ勿論、己モ財産ヲ抛テ、名譽ヲ損ジ、其害少カラズ。損在テ益ナキ競争ト云フベシ。故ニ適度分限ヲ超エタル競争ハ之ヲ濟ハザルベカラズ。之ヲ濟ハントセバ、謙讓ニ若クハナシ。謙讓トハ、我が分限ガ十歩アレバ、一歩タゲ人ニ讓ルコトナリ。前ニ論ジタル如ク、人性自然ニ競争心アルガ故ニ、知ラズ識ラズ、分限外へ出過グルモノナレバ、一歩讓リタル積リニテ、丁度分限一杯ニテ、人ヲ妨害セザルニ止マルベシ。縱へ真ニ一歩讓リタリトテ、到底損ニナルモノニ非

ズ。人モ良心アリテ、辭讓セザルヲ得ズシテ、丁度分限ダケニテ、スムモノナリ。且人ハ人ノ倨傲ヲ惡ミ、謙讓ヲ愛スルモノニテ、己ヨリ謙讓スレバ、人々ノ愛敬ヲ受ケ、詰リ益ヲ得ルコト多シ。是書ニ「謙受益」ト云フ所以ナリ。孔子ガ至ル所ノ邦ニテ、其政事ノ相談ニ與ラレタルモ、自求メタルニ非ズ。溫良恭儉讓ノ徳容ヲ以テ、得ラレタルニ非ズヤ。孟之反ガ一人ニテ、敗軍ノ殿ヲ為シタルハ、武將分限内ノ競争ハ、十分為シタルナリ。歸テ城門ニ入ルニ及ビテハ、「不敢後也」馬之不进也トテ、一歩ヲ讓テ誇ラズ。故ニ孔子ノ稱揚ヲ得テ、其名今日ニ傳ハレリ。後漢ノ馮異ハ、武將分限内ノ競争ニテハ、始終勝利ヲ得テ、遂ニ關中ヲ定メタル位ノ人ナルガ、諸將ガ功ヲ論ズルトキハ、大樹ノ下ニ避ケテ、功ヲ讓レリ。然レドモ大樹將軍ト云フ美名ヲ、後世マデ傳ヘ、千

歳ノ下此二人ノ风采ヲ仰ギ見レバ人ヲシテ鄙吝ノ心ヲ一洗セシム。謙讓ハ此ノ如キ美德ナレバ之ヲ以テ競争心ヲ補ハミ分限ヲ過ギ人ヲ妨害スル弊ニ陥ラザルベシ。是ヲ謙讓ヲ以テ競争ヲ濟フト謂フナリ。

第三章 歴代の農政 (一)

天照皇大神始て穀種を採り耕作養蠶の道を教へさせ給ひ我々の國農政の始とす。神武帝の元年又勅して肥沃の地は穀麻を種えしめられ崇神帝の朝に天下大に飢えしかば天皇之を憂ひ給ひ神祇を祭り農を勵まし始て河内の狭山の池を鑿り以て灌漑し便し又人民に調役を課して水土を修め給へり。垂仁帝以後勸農の政を怠らば池を開き溝を通むること虚歳か。雄略帝は后妃に勅して自桑とり蠶を養へせ給ひき。然れ

ども國造縣主等の世襲をる者漸く人民を私有し多く民に收めて少く朝廷に貢むる勢を生じたるも其姦を禁むること難かりしゆ。人民日に苦み朝廷漸く貧しくをせり。

孝徳帝に至り大に郡縣の制を定め國造等の世襲を停め田法を正し三百六十歩を以て段とし十段を以て町とし以上の遞次に十を以て數ふるおとに定め租庸調の法を設け田は租あり戸に調あり身に庸あり一段の租は稻二束二把にして收穫の二十分の一を取るあり。調は其土地の宜しきに從ひ或は絹或は布を貢せしめ庸は凡丁男官の役をすること一歳に若干日とし役せざれを絹或布を收めたり。文武帝更に制度を正し元明元正の朝勸農の政最盛あり。蕎麥、熨薯等に至るまで苟民食に供むべきもの皆之を播種せしむ。聖武孝謙の朝土木遊幸

を事とし、光仁、桓武の朝、征伐相繼ぎ、恤民の政少く衰へたれども、淳仁帝以後、諸國に常平倉を置き、以て凶年の急に備へ給へり。

其後兵農分れりより、農を力むる者の漸く賤しく、貧民擅に土田を賣るを以て、豪戸兼併の弊起り、小民益貧し。然れども、朱雀村上の朝に至るまで、諸國よ良吏多きを以て、國勢猶瓦解に至らば、後三條帝、斷然兼併を禁じ、姦豪を抑制せらるるも、白河帝以後、兼併復公行し、國司も亦其人に非ず多く、任所に赴かば、吏を遣はり、代り治めり、之を目代と稱せり。是に於て姦吏暴行し、民大に苦めり。

第四章 布哇の國勢 (濠洲及印度)

ホノル、府の布哇全國十一ヶ島の首府にして、オアフ島中にあり。四十年前ありては、加奈加土蠻の部落、處々散點したる荒涼の土地なりしが、今の輸出八百二十一萬六千四百五十八弗(一千八百八十七年調査)輸入四百三十四萬五千一百五十七弗(同上)の良港となせり。布哇全國の輸出入合計は、一千四百五十萬弗(同上)を上下するものあるに、ホノル、港のみにして、一千二百五十萬弗の物貨を出入するものとあれば、同府の布哇全國に於る勢力の如何の推して知るべきなり。布哇全國の人口總計は三年以前の調査に依るに、八萬六千六百四十七人に過ぎず。かく人口の僅少なる國に於て、毎年一千五百萬弗の輸出入を為し得べしといふ吾輩の夢想せざりし所ありき。何とあはれ、若此比例を以て、日本を推せば、日本の人口は布哇全國の四百倍に等ければ、其輸出入は六十億萬弗に達せざるべ

からび。然るに、日本の貿易總額ハ、輸出入合計、一億萬弗に過ぎず。布哇國民一人の富力ハ、正ル日本國民六十人の富力ニ相當せるなり。去リ乍ら、爰に一の注意をべき事あり。布哇全國の人口總計ハ、八萬六千六百四十七人あれども、此中には、生存競争場裏より排斥されて、劣敗の悲運を取りたる、加奈加民族(布哇の土人)四萬四千一百三十人を包含し居ること、是なり。元來加奈加民族ハ、如何なる罪ある故ニや、年々驚くべき速力を以て、減少せるものなるガ故に、彼等ハ生産力を有する、經濟世界の生物トハ、見做さべからび。一千八百二十三年(七十年前)にハ、布哇土人の總計、十四萬二千ありしが、七年以前の統計ニ於てハ、十萬人即全人口の七分の五を減ざるニ至れり。誠に哀れある事をれども、彼等ガ、全く地上に其跡を絶つハ、遠きニあらざるべし。

左れば前に示したる計算ハ、其實を得ざるものにして、布哇全島の人口總計八萬六千六百四十七人より、土人の數四萬四千百三十人を扣除し、残り四萬二千五百十七人を、純粹の布哇人と見做し、此人口を以て輸出入合計一千五百萬弗の貿易を營むものと見做をこと、至當の見解ありとす。此比例ニ依れば、日本國民の富力ハ、布哇國民の富力に比して、一百二十分の一ニ相當せるものあり。豈意外の事ならんや。

吾等日本國民ハ、進歩の一點に於て、敢て他の人種ニ後れざる覺悟なれども、試みに布哇國の近年如何なる進歩を爲したるを問へば、亦心平あらざるものあり。一千八百五十年(四十三年前)にハ、此國の輸出、七十八萬三千〇五十二弗ありしが、一千八百八十七年の調査に依るに、十三倍の輸出を見るニ至れり。

又同年の輸入へ、二百〇三萬五千〇五十八弗ありしが、同ドク
一千八百八十七年の調査に於て、四倍の輸入を見るに至る
り。初此國の輸入國なりしが、今の輸入に二倍をる輸出を為す
國とハ為せり。猶語を換ふれば、三十七年間に、輸出ハ輸入より三
倍をる速力(四)に對する十三を以て、進歩したるなり。斯の如き
現象ハ他の國よ於て、殆見るべからざる異數の事あるが、此國
よ於ける砂糖製造の事業、非常の進歩を為したるもの、唯一の
原因なりとす。即一千八百六十年(三十三年前)にハ、砂糖製造の
總額、一百十四萬四千二百七十一封度ありしが、七年前の調査
に依るよ、二億一千二百七十六萬三千六百四十七封度と為れ
り。右の状態なるが故に、歲入ハ過る十年間に、恰二倍の額に達
したり。豈異數の進歩と謂へざるべけんや。

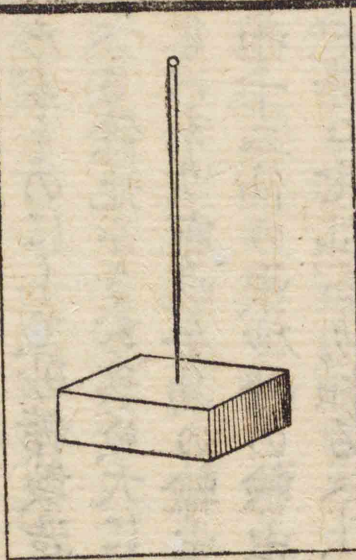
斯の如く、布哇國の、過る十數年間の進歩ハ、驚くべきものなり
と雖、此比例に依りて、今後限りなく進歩をべきものと思ハ
れず。何とせば、布哇ハ唯一の砂糖製造に依りて、其國を維持
せるものにして、砂糖製造業ハ、今後幾十年の後よハ、新に耕を
べき餘地なきが為め、大に其進歩の度を減ざるものあるべし
をばあり。布哇全島の輸出合せて九百四十三萬五千二百〇四
弗十二仙の中、砂糖の輸出總額ハ八百六十九萬四千九百六十
四弗〇七仙あり。知るべし、布哇國の進歩ハ、即砂糖製造業の進
歩あるよとを。

第五章 分子ノ震動 (音光熱)

凡物體ノ位置ヲ變ズルハ、其運動スルニヨルナリ。然レドモ、運
動スル物體必シモ全體ノ位置ヲ變ズル者ニアラズ。例ヘバ、獨

樂ハ其軸ニヨリテ急ニ回轉スト雖能ク一處ニ定著シテ全體ノ位置ヲ變ゼザルガ如シ。

又一條ノ銅線ヲ取り之ヲ木板上ニ植テ、急ニ其末端ヲ指彈スルトキハ銅線ハ左右ニ動揺スト雖全體ハ依然トシテ變ゼ



ザルベシ。此ノ如キ動揺ヲ稱シ物ノ震動ト云フ。萬物ノ音ヲ發スルハ其分子ノ震動スルニ由ル者ニシテ琴ヲ彈キ鼓ヲ打ツトキ其音ヲ發スルハ皆其分子ノ震動シタルナリ。

物體ノ震動ハ全體ノ運動ト同ジク其力ヲ他物ニ傳フルコトヲ得ルモノナルガ故ニ一物ノ急ニ震動スルニ當リ他物之ニ觸ルトキハ亦其震動ヲ受ケテ震動スルナリ。故ニ鼓ヲ打ツ

トキハ鼓ノ分子先ヅ震動シテ更ニ其震動ヲ近傍ナル空氣ノ分子ニ傳ヘ空氣ノ分子亦次第ニ其震動ヲ傳ヘテ遂ニ耳ニ達ス。然ルトキハ人始テ鼓聲ヲ聞クコトヲ得ルナリ。

音聲ハ分子ノ震動ニヨリ生ズル者ナレドモ物體ノ震動ハ必シモ音聲ヲ發スルニアラズ。分子急ニ震動スルニ當リ音聲ヲ發スルコトナクシテ却リテ熱ト云ヘル現象ヲ發スルコトアリ。然レドモ昔人ハ熱ノ分子ノ震動ヨリ生ズルコトヲ知ラズシテ別ニ溫素ト云ヘル物質アリテ分子間ニ滲入スル者ナリト思ヒシ者少カラズ。今其誤ヲ知ラント欲セバ一ノ鐵丸ヲ取リテ之ヲ烈火ノ中ニ投ジ燒クコト良久クシテ之ヲ出シ權衡ヲ用テ其重量ヲ權リ而ル後之ヲ放冷スベシ。熱若果シテ一ノ物質ナラバ其冷ユルニ從ヒテ重量ヲ減ズベキ理ナリ。然ルニ

鐵丸ノ重量ハ、毫モ其冷熱ニヨリテ差ハザルヲ見レバ、別ニ熱ト云ヘル物質アルニアラザルコト明ラカナリ。猶人音聲ヲ聞クト雖、毫モ其身體ニ重量ヲ増サザルガ如シ。

是ニヨリテ之ヲ見レバ、熱モ亦音聲ト同ジク、分子ノ震動ニヨリテ生ズルモノニシテ、熱體ノ分子ハ、必常ニ前後左右ニ震動シ、更ニ其震動ヲ傍ニ在ル物體ノ分子ニ傳ヘ、次第ニ相傳ヘテ、遂ニ人ニ達スル者ナルベシ。然レドモ、發音體ヨリ生ズル震動ハ、空氣ノ分子ニ傳ハリ、遂ニ人ノ耳ヲ擊チテ音ノ感覺ヲ生ゼシメ、熱體ヨリ生ズル震動ハ、人ノ體ニ觸レテ單ニ温ノ感覺ヲ與ヘ、又ハ目ヲ擊チテ光ノ感覺ヲ生ゼシムルナリ。故ニ熱ト光トハ同一ノ震動ナレドモ、一ハ單ニ體ニ觸レテ温ノ感覺ヲ生ゼシメ、一ハ目ニ觸レテ光トナル別アルノミ。而シテ此別ヲ生ズ

ルハ、震動ガ精微ノ度ヲ異ニスルニヨル。即光ノ震動ハ、熱ノ震動ヨリモ精微ナル者ナリ。

問答 全體ノ運動ト震動トノ別ヲ問フ。音聲ハ如何ニシテ

生ズルカ。別ニ熱ト云フ物質ナキ例證ヲ語レ。熱ハ如何ニシテ生ズルカ。光ハ如何ニシテ生ズルカ。

第六章 貯蓄の秘法

世の心掛よき人ハ、其所得金の内より常に多少の金錢を貯蓄し置きて、後日の用お供せんと欲せざるおとなし。然れども其目的を達する者の割合に少きは、貯蓄の時機を知らざるお坐をること多し。故如何とせば、何人も目前より切迫したる費途を支拂ひたる後より翌日若くは翌月お、不時の失費あるべきにより、必十分の貯蓄を為し得べし。未來のおとを推量

して、現在の貯蓄を為すべき機會を忽ぶる者あり。かく即今に貯蓄を為さざれば、後日に於て貯蓄を為さざれば、易く思ふ、後日に生ずべき必要の今日起りたる必要の如く、我が心よ感ぜざるに依るあり。かくて、今日よ為すべき貯蓄を忽に、後日に貯蓄し得べき力を過度に想像し、次第に家計不足を生じて、遂に大なる困難に陥るなり。

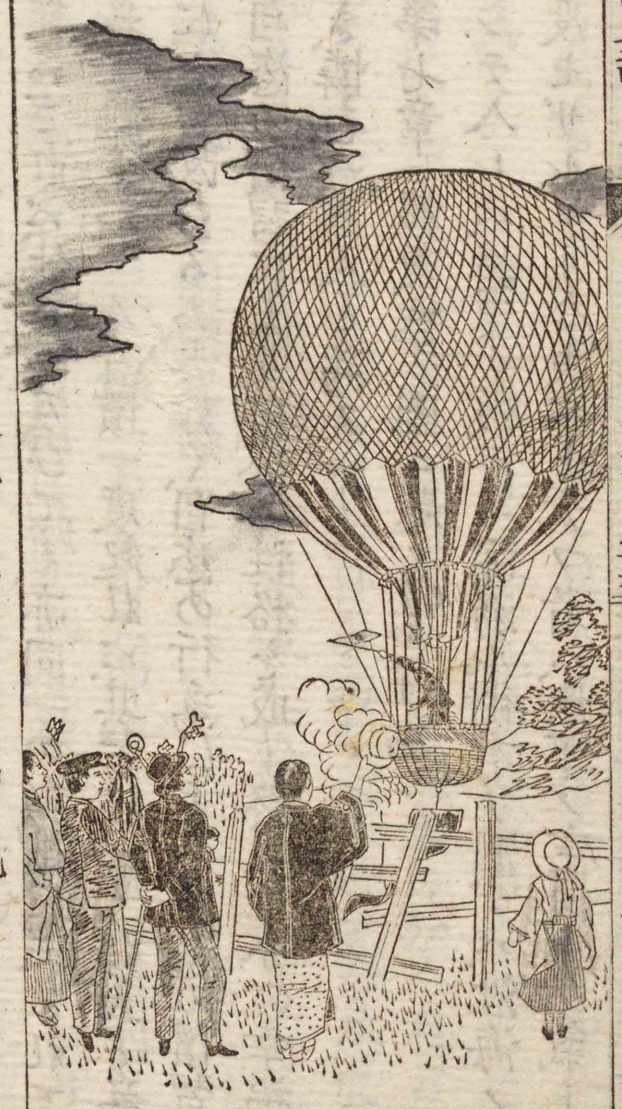
抑節減を為すべき時機、唯一あるのみ、即今月今日の眼前に在り。若し貯蓄を為して、後日の用に供せんと欲せば、毎日少づつ節減して、之を保存せざるべからば、明日の費用少あるべきを頼みて、今日の節減を忽にせざれば、何事も、時機を失ひ、必損失を招くものなれども、貯蓄の時機を失ひたる程、害の大なる者あり。故に人の時々刻々節省して、貯蓄を為さ

んとする念を離るべからば、貯蓄を為さんとあらば、常に思慮して、己の欲に克たざるべからず。即我の所得の幾分を割きて、貯蓄するに、必其金額も等しき目前の便利若くは快樂を退けざるべからば、若し一時の私情を満足せんことを求めて、己も克つこと能はざれば、他日よ及びても、亦同一の私情に促されて、節減を為し難し。かゝる習慣一度起れば、其習性漸く強大となりて、遂に之を改むるおと難く、自恣の行為により、自恣の慣習を養ひ、自恣の慣習により、自恣の性格を成し、終生十分の幸福を得難き憐むべき人と為るべし。

第七章 輕氣毬ノ圖ニ題ス 石津勤

術無クシテ入レバ、溝渠ノ淺キモ亦溺ル。術有テ涸ゲバ、江海ノ深キモ、没セザルナリ。今夫水ト云フ者ハ、地下ノ空氣ナリ。氣ト

輕氣毬ノ圖



云フ者ハ地上ノ積水ナリ。人能ク地下ノ空氣ニ沈浮スレドモ、而モ地上ノ積水ヲ昇降スルコト能ハザルハ何ゾヤ。其術ナケレバナリ。輓近泰西ノ人此ニ見ルアリテ、乃一器械ヲ創製ス。狀圓籠ノ若ク内ニ機關ヲ設ケ、開閉スベカニシメ、以テ空氣ヲ蓄

洩ス。之ニ乗レバ、則能ク霄ニ冲リ天ニ戻ル。名ケテ輕氣毬ト云フ。此圖ハ即是ナリ。嗚呼術モ亦巧ナリ。夫苟其術アレバ、則一タビ手ヲ覆ス間ニ、尚能ク雲雨ヲ衝突シ、風雷ヲ驅使シ、日月星辰ヲ把捉撫摩シ、浩乎トシテ氤氳磅礴中ニ翱翔スルコト此ノ如シ。然ラバ則人ノ兩間ニ在ル蓋得テ為スベカラザル者ナシ。且夫天下ハ一大氣毬ナリ。治亂ハ其昇降ナリ。氣毬モ術アレバ以テ昇ルベシ。天下モ術アレバ以テ治ムベシ。顧フニ古ヨリ當路術ナキ者、一クビ天歩ノ艱難ニ際シ、動モスレバ輒經緯變調ノ任ヲ舉ゲ推諉シテ顧ミズ、毎ニ天下復為スベカラズト曰フ。夫為スベカラザル事モ尚之ヲ為スコト彼ノ若クナルニ、今為スベクシテ肯テ為サミルハ、是天下ヲ視ルコト、一氣毬ニ若カザルナリ。後ノ軸ヲ秉リ、衡ヲ持ツ者、庶クハ其レ斯ノ圖ニ鑒ミル

有ランコトヲ。

第八章 大塔宮熊野落の事 (一) 太平記

大塔宮二品親王ハ、笠置の城の安否を聞召とん爲に、暫く南都の般若寺よ、忍んで御座ありける。笠置の城已に落ちて、主上囚われさせ給ひぬ、と聞えし。かば、虎の尾を踏む恐、御身の上に迫りて、天地廣しといへども、御身を隠さるべき所なし。日月明かなりといへども、長夜ふ迷へる心地にて、晝ハ野原の草に隠れて露に卧し、鶉の床に御涙を争ひ夜ハ、孤村の辻に佇みて、人を咎むる里の犬よ、御心を悩さる。何くとも、御心安あるべき所なかりければ、斯くても暫ハと思召させける所よ、一乘院の候シノ人アヒ按察法眼好專如何して聞たりけん、五百餘騎を卒して、未明に般若寺へぞ寄せたりける。折節宮に付奉りたる人、獨も無

ありければ、一防ふせきて、落させ給ふべき様もあかりけるが、透間もなく、發兵已に寺内に打入れたれば、紛れて御出で有るべき方もなし。さらばよし、自害せんと思ぼし召して、已に推祖脱せ給ひたりける。事叶はざらん期ふ臨んで、腹を切ん事ハ、最安かるべし。若やと隠れて見をやと思し召し返して、佛殿の方を御覽するに、人の讀のけて置きたる大般若の唐櫃三あり。二の櫃の中ハ、未蓋を明けず。一の櫃ハ、御經を半ば過ぎ取出して、蓋をもせざりけり。此蓋を開きたる櫃の中へ御身を縮めて卧させ給ひ、其上に御經を引き被りて、隠形カギの呪を、御心の中に唱へて、ぞかはしける。若搜し出さるるべし、頓トビて突立んと思ぼし召して、氷の如くある刀を抜ききて、御腹に當て、發兵爰こそと云んずる。一言を待たせ給ひける、御心の中、推量るも、猶淺あるべし。去程

高等新言 下篇第三卷 三九 教育書專賣所 音及舎

に、兵佛殿ふ亂れ入りて、佛壇の下、天井の上迄も、残る所なく搜
 へたるが、餘りふ求めぬて、是の體の物も怪しけき、あの大般
 若の櫃を開きて見よとて、蓋したる櫃二を開きて御經を取り
 出し、底を翻して見せども、かませず。蓋開きたる櫃の見る迄
 もあしとて、兵みな寺中を出て去りぬ。宮の不思議の御命をつ
 びせ給ひ、夢に道行く心地して、猶櫃の中よかはしけるが、若又兵
 立ち歸り、委しく搜す事もや有んぞらんと、御思案有りて、頓て
 前に兵の搜し見たりつる櫃ふ入り替らせ給ひてぞかへしなる。
 案の如く、兵共又佛殿に立歸り、前よ蓋の開きたるを見ざりつ
 るが、覺束あしとて、御經をみち打移して見けるが、からりと
 打笑ひて、大般若の櫃の中を能く搜したるが、大塔宮の居らせ
 給ひて、大唐の玄奘三藏こそ坐しなせと、戯れけせば、兵皆一同

ふ笑ひて、門外へぞ出でにける。かくて、南都邊の御隠れ家も
 叶ひ難ければ、即般若寺を御出で、有て熊野の方へぞ、落させ給
 ひける。

其道の程三十餘里の間よ、絶えて人里もあがりければ、或の高
 峰の雲よ枕を歌て、苔の庭よ袖を敷き、或の岩漏る水に渴を忍
 びて、朽たる橋に肝を消し、山路本より雨あくして、空翠常に衣
 を濕す。向上れば、萬仞の青壁、劍ふ削り、直下ば、千丈の碧潭、藍ふ
 染めり。數日の間かゝる嶮難を経させ給へば、御身も草卧びれ
 果て、流るゝ汗水の如し。御足の缺け損ドて、草鞋皆血に染ま
 れり。御供の人々も、皆其身、鐵石に非ざれば、皆飢ゑ疲れて、墓々
 敷も歩み得ざりなせども、御腰を押し、御手を引きて、路の程十
 三日に、十津川へぞ、着せ給ひける。宮をばとある辻堂の内、小置

き奉りて、御供の人々ハ、在家に行き、熊野參詣の山伏共、道中迷
 ひて來れる由を云ひなせば、在家の者共、憐みを垂れて、粟の飯
 椽の粥をど取出して、其飢を相助く。宮にも此等を進らせて、二
 三日の過ぎよけり。かくて、始終如何有るべしとも覺えざり
 ければ、光林房玄尊とある在家の、是れも有る人の家あるら
 んと覺しき所に行きて、^ラ童部の出たるに、家主の名を問へば、是
 の竹原八郎入道殿の甥、戸野兵衛殿と申す人の、所よて候と
 申しなれば、扱は是れを弓矢取りて、然る者と聞及ぶ者なれ。如
 何にもして、是を頼まばや、と思ひければ、門の内へ入りて、事の
 様を見聞く所、内に病者有りと覺えて、哀れ貴のらん山伏の
 出で來れがし、祈らせ參らせんと云ふ聲しけり。玄尊をいや、屈
 竟の事おそれれと思ひければ、聲を高らかに揚げて、是れ三重^{サダ}

の瀧よ七日打たれ、那智に千日籠りて、三十三ヶ所の巡禮の爲
 に罷り出でたる山伏共、路に踏み迷ひて此里に出で候。一夜の
 宿を貸し、一日の飢をも休め給へと云ひたりなれば、内より怪げ
 ある下女一人出で合ひ、是こそ然るべき佛神の御計ひと覺え
 て候へ。是の主の女房物の怪を病ませ給ひ候。祈りてたゞせ給
 へらんやと申せば、玄尊我等ハ夫山伏よて候間、叶ひ候ま。彼
 に見え候辻堂に、足を休めて居られ候先達おそ、効驗第一の人
 みて候へ。此様を申さんよ、仔細候のトと云ひなれば、女房大よ
 悦びて、さらば其先達の御房、是へ入れ進らせさせ給へと云ひ
 て、喜び合へる事限りなし。玄尊走り歸りて、此由を申しければ、
 宮を始め奉りて、御供の人皆のれが館へ入らせ給ふ。宮病者の
 伏したる所へ御入り有りて、御かぢ有り、千手陀羅尼を二三遍^{センジュダラ}

小學系言ノ一ノ篇第三卷 三五

高らゝに遊ばさきて、御念珠をわし揉せ給ひければ、病者自口走りて、様々の事をぞ云ひオシユなる。誠に明王の縛に掛られたる體にて、足手を縮めて戦き、五體オシユ汗を流して、物怪即立ち去りぬれば、病者忽に平愈す。主の夫斜あらば喜びて、我蓄へたる物候モトねば、別の御引出物迄の叶ひ候オシユまじ、枉げて十餘日、是に御逗留候ひて、御足を休めさせ給へ。例の山伏粗忽に忍びて御逃げ候ひぬと存候へば、恐れあがら、是を御質し給オシユらんとて、面々の笈共を取合せて、皆内ふぞ置たりなる。御供の人々上には、其氣色を顯オシユいさむといへども、下に皆悦び思へる事限オシユあり。

第九章 大塔宮熊野落の事(二)

さる程、欲心強盛の八庄司共、いつか心變ト色替つて、奇オシユき振舞共にぞ聞えける。宮のくつて、此所の御住居、始終惡かり

あん、吉野の方へも御出あらをや、と仰らるるを、竹原入道、如何なる事や候べきと強ひて留め申しければ、彼が心を破らん事も、さすのふ叶ひせ給ひて、恐懼の中に、月日を送らせ給ひけり。結句、竹原入道が子供さへ父が命に背きて、宮を討ち奉らんとある企あり、と聞えしかば、宮潜に、十津川を出でさせ給ひて、高野の方へぞ赴かせ給ひける。其路、小原、芋ヶ瀬、中津川と云ふ敵陣の難所を経て、通る道あれば、中々敵を打憑みて見ばやと思し召され、先芋ヶ瀬の庄司が許へ入らせ給ひけり。芋ヶ瀬宮をば、我が館へ入れ進らせざりて、側ある御堂に置き奉り、使者を以て申しけるに、三山の別當定遍、武命を含で、隠謀與黨の輩をば、關東へ注進仕る事にて候へば、此道より左右サカよく通し進らせん事、後の罪科陳謝するに、據サカ有るべからば候、去りをば

高等所賣本 下篇第三卷 三五 教育書專賣所

ら宮を留め進らせん事の、其恐れ候へば、御供の人々の中に、名
字さりぬべあらんむる人を、一兩人給まつて武家へ召渡し候
ふ、然らずんば、御紋の旗を給いつて合戦仕りて候ひつる支證
是よて候と、武家へ申べきふて候此二の間、何れも叶ふ間敷と
の御意にて候は、力なく一矢仕らんむるよて候と、誠に又餘
儀もなげふぞ申入たりける。宮の此事何れも難儀ありと思
し召して、敢て御返事も無りけるに、赤松律師則祐進み出で、
申しけるは、危をみて命を致さるゝ士卒の守る所に候されば、紀
信の詐りて敵に降り、魏豹の留りて城を守る、是皆主の命に代
りて名を留めし者にて候は、免ても角ても、彼が所存解け
て御所を通し進らむべきふて、是候は、則祐御大事に代り
て罷り出で候はん事の、子細有まどきにて候と申せば、平賀

の三郎是を聞きて、末座の意見、卒爾の義ふて候へども、此艱
苦の中に、付き纏ひ奉りたる人、一人ありといへども、上の御
爲よ、股肱耳目よりも、捨がたく思し召され候べし、中んづく芋
ヶ瀬の庄司の申所實に黙止させがたく候へば、其安きふ
就きて、御旗をのりを下され候に、何の煩か候べき。戦場
に馬物の具を捨て、太刀力を落して、敵に取らるゝ事さよての
恥あらば、只彼の申請へる旨よ任せて、御旗を下され候へか
と申しければ、宮實にも思し召して、日月を金銀にて打て付た
る錦の御旗を芋ヶ瀬の庄司にぞ下させける。かくて宮の遙に
行過ぎ給ひぬ。暫ありて、村上彦四郎義光、遙の道に下り宮ふ
追ひ付き進らせんと、急ぎけるふ芋ヶ瀬の庄司、はたなく道
ふて行合ひぬ。芋ヶ瀬の下人に持たせたる旗を見れば、宮の御

旗あり。村上怪で事の様を問ふふいあぐの由を語る。村上、お
 いそも何事ぞや。忝なくも、四海の主にて御座まは、天子の御子
 の朝敵御追罰の爲ふ御門出有る路次に参り合ひて、汝等程の
 大汎下の奴原ぶ、左様の事仕るべき様や有ると云ひて、則御旗
 を引奪て取り、剩へ旗持たる芋ヶ瀬ぶ下人の大男を搦て、四五
 丈をり抛げたりける。其怪力比類なきにや、恐れたりけん。芋
 ケ瀬の庄司、一言の返事もせざりぬ。村上自御旗を肩お懸
 けて、程おく宮お追ひ付き奉る。義光御前お跪きて、此様を申し
 ぬ。お宮誠嬉しげに、打笑ませ給ひて、則祐ぶ忠い孟施舎ぶ
 義を守り平賀が智い、陳丞相が謀を得、義光が勇い、北宮黜ぶ勢
 を凌げり。此三傑を以て、我何ぞ天下を治めざらんやと、仰せら
 れぬるぞ忝なき。

第十章 博愛

博愛とい、廣く他人を愛し憐む心をいふあり。凡人間の萬物よ
 勝れたるい、他人を愛し憐む心あせむなり。人に各この心ある
 ぶゆゑに、互に相寄り相集りて、平穩なる生活を營み得るなり。
 も一人よおの心なく、他人を害し傷ひても、自貪りておのれ一
 人富み榮えんとする者のとあらば、いので平穩におの世を渡
 ることを得べき。世いさかぶのら、たけき獸の群のごとく、又敵同
 士の寄合ひたるが如くあらん。人のおの世お出づるハ、仲間を
 得んぶのためなりとさへいふあるに、きりさてい、誠よ心細きお
 とあらざや。然るふ、世間おい、間不善の人ありて、他人の難澁い、
 ちよこの損失とあることを顧みば、おの世一人のみを利せんと
 願ひか、のれひとりのみ榮えんと望むとのなきにあらば、人面

にして獸心といふる人をやいふあらん。されば人に愛の徳あるは、この世の中を維持する柱とも云ふべく、又土臺ともいふべきなり。さりながら、これを施すにもおのづから順序あるべからば、よづ君を愛し、一家を愛し、朋友を愛し、次に一村一郷の人を愛し、延いて一般の國人を愛し、更によと他國の人を愛し、其餘を以て、鳥獸草木をも愛するといふ次第を立つべし。之を親愛を及ばず順序といふふあり。若己の家を顧みざりて、只他人と睦み親むのみを以て、博愛ありと心得たるものあらば、是最大なる心得違にして、其害遂に他人の父母をも、我が父母と同ドものたるに至らん。かくありては、人の道も立ちがとけむべし。この國の人民として、よづ第一に我が國人を愛すること最肝要にして、一日もおれを忘るべからば、博く愛

する人の道なりとて、外國の人をも、我が國人と同ドやうに相親みば、他の國々の君をも、我が天皇と同ドやうに思ふべし。このへすのへは、も當らぬ事といふべし。も一かゝらんふの愛の徳も愛ふあらぬことあるゆゑ、この境をよく考へつゝむべし。

第十一章 歴代の農政 (二)

武門政を執るに及び源頼朝、北條泰時、時頼の如き、皆心を民事に盡したれども、要するに唯訟獄を平にし、奸吏を懲むに過ぎず。農政よ於ては、著しき功あらば、北條泰時の執權たりし時、族時房を武藏守とさし、水土を治めしめんとせしに、功成らば、て止みしとあり。泰時、時房すら、猶此の如し。其他知るべきなり。足利氏に至りては、天下亂ふ苦めり。農政の見るべき者なき

ハ固より言を俟たず古昔田土を數ふるに皆段町の稱を用ゐ
 一の鎌倉の末に至り始て貫高の名あり。是租金の額を以て田
 禄の名とをせるなり。戰國に至り其名稱一般に行はる。然れど
 一貫の額に至りてハ各地差等あり。蓋天下亂れより京畿
 ハ錢富みて穀乏しく遠國ハ穀多くて錢乏しきを以て自此
 異同を生じたるなり。織田氏頗農政に心を用ゐ豊臣氏大に天
 下の田畝を檢し古法を改め三百歩を以て一段と爲す。徳川氏
 最心を農政に用ゐ功亦甚大あり。今委しく之を説き難し。然れ
 ども其亡ぶるふ及びて天下尚徳川氏を思ふものは畢竟其仁
 政ありしによるならん。但諸侯各領内を私有し各地租税の
 厚薄おきこと能はず。維新の後ふ至り明治六年詔して租税
 の法を一にし田畑の名稱を改めて耕地と曰ひ地券を發して

計
 120

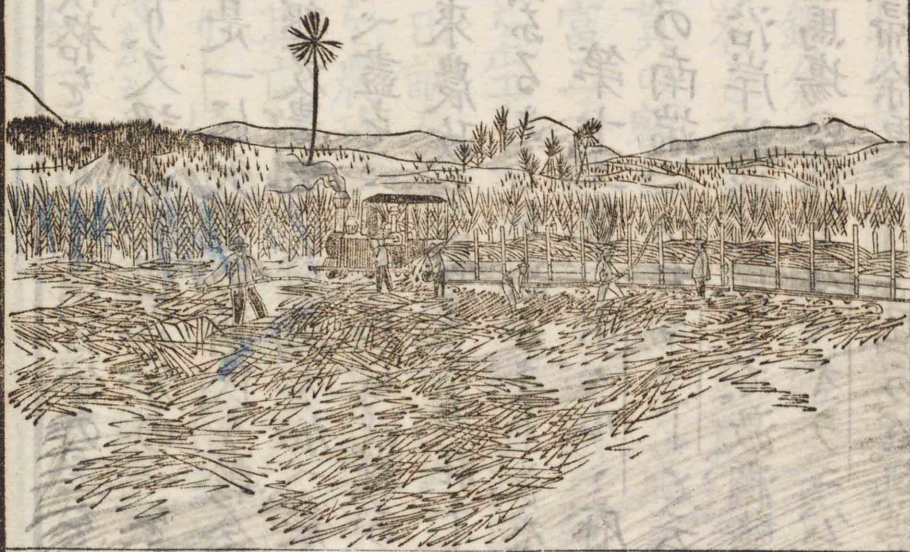
其價格を定め地價百分の二を以て地租と爲せしが明治十年
 に至り又詔して租六分の一を減じ地價百分の二分五厘とあ
 せり。是一天皇の斯民を軫念はらせ給ふ聖恩に基くあり。其
 他開墾及農事に獎勵を加へ農民休養の道を圖らせ給ふこと
 悉述べ盡をべくもあらば我が國民たるものハ一粒の飯も祖
 宗以來農政を勵ませられし結果あることを念ひて君恩の
 深高あることを忘るまじきなり。

第十二章

ホノル、府雜記(濠洲及印度)

此府の南端にワイキ、ーと云ふ處あり。金剛山の麓ふ當り一
 帯の沿岸波靜かにして激瀾驚濤の觀あり。山麓にハ競馬場あ
 り。競馬場の外をカペオラニ公園とす公園ハ經營頗見事あれ
 ども掃除更に行き届らば熱帯地方の牧草恣に繁茂し池にハ

我邦移住民糖田川込の圖



日本の蓮ふ似たる草の茂れるを見る。園中を巡るゝ行き逢ふ少年ハ、大抵腰を屈めて「オハヨ」と禮をるあり。次に當府の北端に、カメハメハ學校あり。博物館の附屬建築物あり、講堂、寄宿所等隨分行き届けり。此學校に、兼て日本の學習院に勉強したる土人の子供兄弟二名あり。日本語を能くは、生地ハ、マウイありと云へり。其他エンマ區ト、マス區ハ、小公園にして、散歩に

宜し。布哇旅館と稱をる逆旅ハ結構稍佳あり。鹽湖ハ、山鹽の結晶したる小湖にして、英人の所有に歸し、頗奇觀あり。パリーリ山の峻峻にして、風勢非常に強く、立つて歩し難き地一ヶ處あり。當國の政府ハ、王宮の前面に在り、中に博物館あり、加奈加土人古代の生活の状態を知らんよハ、極めて便宜の處あり。我が宮内省より贈りたる金爛の切地を陳列したるを見たり。

當ホノル、府の商業ハ實に繁忙を極めたり。日本雜貨店一軒、出稼人食用原料取扱店一軒ハ頗收得ありと云へり。當府ふて物品を買ふふ、一物こして日本より廉價あるものあるを見ず。店の體裁と云ひ、信用貸の有様と云ひ、洋物の陳列と云ひ、日本の銀座に勝るふと、萬々あり。當府中最盛ある町を「ファースト」町とす。同町のルー井雜貨商店ハ、最繁昌せる店にして、荷馬車

四臺秤五六臺あり。店の一隅あり、大抵二三分間に電話の通るあり。其繁忙なるふと實に非常にして、大丸越後屋杯の節、前の頃にてても、之に較ぶべくもあらざらん。然れども、手代主人共四人、使役せる上人四五人にして、用を辨し居る、驚く外あり。キング町のジヨホット店、頗る壯麗なる金物屋あり。其體裁の見事なる、當府第一あらん。次に記すべきは支那町あり。當府の住民二萬五千の中、過半数は支那人をば、支那人の勢力は、殆ど白人に劣らば、從ひて支那町にも、随分壯麗なる店あり。西洋物を尋ねるも、日本物を尋ねるも、支那店にあきもの、殆どか物るべし。彼支那人は、商賣に長し居る、兼て聞く所ある、日本の特有物産迄をも、其店に陳列して、白人の顧客を待つ、隨分行き届きたる手際と云ふべし。

十月十四日、比叡金剛の水兵一中隊、當府外マキ、の横手ある、プウアイの廣野に葬りある。日本水兵の墓も參詣せり。右の墓は、龍驤艦の水兵十二名、明治十六年此地に於て、脚氣病に罹り死去したるを、葬りたるなり。外は明治九年、筑波艦の一員を葬りたる墓もあり。當府に於て、一中隊の兵卒の列を、整へて行軍するの如きは、珍らしき事となれば、戸毎の人の、總て門前に佇立し、支那人の荷物を卸して、仰天し、土人の直立して、あきれたる者の如く、馬の狂ひ、犬の吠ゆるなど、此地に於ては、最面白き出来事なり。喇叭齊々、マキ、に至り、一回の號令を合圖に參拜を了へたり。墓は、プウアイ野の高處、眺望絶佳なる處に在り。前面は漂渺たる太平洋の波、後面は嵯峨たる金剛山、涼風ハ、ハイ樹蔭にそよぎ、金花斷蓬、其間を點綴し、意思凜然たり。聞

説、龍驤艦員の死をるや、慘を極めたりと、魂魄結んで、プウアイの光景、斯く悲惨なるものか。魂よ歸り去るを休めよ。希く此地に留りて、永世外遊日本人の志氣を鼓舞せよ。

龍驤艦員の墓の傍に、出稼日本人の墓數多あり。各墓表に大日本帝國の五字を認む。此五字能く彼等埋骨者の魂を慰藉するに足らん。國を去りて忘れ難きもの、大日本帝國の五字あり。大和人種の四字なり。

第十三章 温波

日光ノ波動ニハ、自大小遅速ノ別アリテ、其小ニシテ急ナルモノハ、紫光ト為リ、其大ニシテ遅キモノハ、紅光ト為リ、而シテ長短緩急ノ間ニ位スルモノモ、亦各色アリテ、眼ニ感ゼシム。而ルニ紫ノ光波ヨリモ、猶細微ニシテ、其震動更ニ急速ナルモノアリ。

リ。紅ノ光波ヨリモ、粗大ニシテ、震動緩慢ナルモノアリ。此類ノ光波ハ、眼之ニ逢フモ、光ト色トヲ感ズルコトナシ。然レドモ、其紅線ヨリ遅緩ナルモノハ、能ク人ヲシテ温熱ヲ覺エシムルモノナリ。故ニ其波動ヲ稱シテ、温波ト云フ。今熱シタル鐵塊ヲ取リテ、之ヲ顔邊ニ近ヅクルニ、鐵ノ光ヲ發スルヲ見ザルモ、劇シク熱ヲ射出シテ、頬上ニ觸ル、コトヲ感ズベシ。日光中ニハ、此ノ如ク光ヲ現ゼザル波動頗多クシテ、地上萬物ノ動作變化ハ、此闇波ノ力ニ頼ルモノ、甚多シトス。

太陽ノ温波動揺シテ、地上ニ墜チ來リ、水滴ノ中ニ入レバ、水ノ分子ニ震動カヲ傳ヘ、之ヲシテ相離解シ、浮游シテ空中ニ昇ラシム。此浮騰シタル水分子ハ、凝聚シテ雨ト為リ、降リテ地上ヲ潤澤スルモノナリ。若温波ノ水分子ヲシテ、空中ニ飛揚セシムル

事共あり紅國康位と存となりは出合の事四つ出さるる
りて然るべくは傳へ下さるべくはお積るは詩及狂歌多うらた
くはあつゝ尚時の子山詩佛事界よりは陳腐と存となりは
るを方よりも老拙陳腐の一別唱和は可くやは傳へ下
さるべくは近藤政雄史のつとくは之無く麻堂の山人少くは
悦びをよそ之を存する所朱子の様見元在理ゆ何ふも擬史の
るは先はは野澄とおんえしはへども結る如何と存となり
此等も聞て多まると中人の筆記を見ゆ所是も意欲へ入る
よは存るべくは加換抄如志と申すもそのも見ゆは是ハ
紙数も少くはて植口光大翻譯と存る古賀政不附き糸ハ
植口平之少くもいれ何分史地のりあるべく存下奉りハ
且い筆遣の至也

尚時宛書精しくは故古代の様をる割端らりてさるるハ
無用と存せり身も何分史地の様状測るべくは存るハ源
平保平あどいれを以て見ゆはつゝ蕭牆の内よりは契色ハ絶
然先手よりハ史地を代へ精淑ふ出精語の事と相應ふ之何
り皆と他後ふけりて多くハ直叙方よりは存るは是も筆硯を投
しは時やと存るるもや四五十年をさるぎやハ
此返事遅緩なるよ及びは既以宿怒下さるべくは此以後ハ
少くは縁がりの墨妙はは既下さるる様希ハなりて時ハ
冷暄未だ一あはば養生の爲は保番希ハ奉りて是

二月 庚子日 二月 壬午日

字解

同庚 同年ト云
フガ如シ

墨妙 筆跡ノ

栗翁

柴野邦彦 栗
山ト號ス

漁洋

王漁洋ハ清朝
ノ詩人ナリ

注意 賴惟完春水ト號セリ、藝州ノ人文化十三年ニ歿ス。

第十五章 我の身の利益と公衆の利益

一身の利益の爲に、錢を得るに、固より惡しき事にあらざらば、然れども、錢を得んが爲に、正しき道を踏みまづることあるべからば、錢を得るに、各人の宜しく守るべき制限あり、之を越ゆれば、自由も陥り、世を害するに至るべし。人或は普通の方法を以て、そればかりの及ぶ限り、錢を得るも不可ありと思へども、決して然らば、抑人の國家の恩を受けて、安全に世を送り、衆生の恩を蒙りて、樂しく一生を了する者あれば、苟く正實の人たらんと欲せば、世上の公益の爲に、應分の義務を盡さざるべからず。其義務を盡すことを嫌ふ者の、決して正實の人と云ふべからず。文明の政化に浴し、完全の教育を受け、種々の便利ある物を用

る、安全に生命財産を保つ、豈盛世の徳澤にあらざらばや。而して此文明ハ、吾人の祖先と、吾人の同胞との、歴代の聖徳を翼けよゐらせて、之を致したるものなり。吾人に、坐してその文明の利益を享けあがり、之を報ゆる所なくして可あらんや。國の爲、世の爲、力を致さざるべからざるに、譬は猶家族と稱する、小社會の爲、互に其勞を惜まず、相頼り、相助けて、成立せざるべからざるが如し。

故に人に、専我が利益の爲、錢を得る事にのみ心をを用ゐて、世の利益を後よむべき者にあらば、英國の博士アガシス氏の、學術上種々の發明を爲し、新派の學校を設立して、世の學問教育も大なる功勞ありし人あり。氏ハ元來醫師たるべき、教育を受けたる人あれば、若斯の如く、公益の事業を計らざりて、其専門

の醫業に勉めたるらんふハ、必其所得の金額も多かるべく、一家富榮の福利を享くべのり。然れども、之の爲よ、氏の世に利益を與ふべき、學術上の發明を爲し能はざりしと必せり。故に氏にして、醫業のみを專とし、新教育法を實行して、世上に利益を與ふるおともあらしめば、氏の私欲の爲に、公益を損下たる者といふべし。然るに氏の能く一身の利益を得べき醫業に就むべし。世の利益とあるべき學問上の發明に従事したるハ、實に真正なる處世の道と云ふべきなり。昔より大人豪傑と云われし程の人の行ハ、多くハ我の一身の利益より、寧世上一般の公益を主として爲せるあり。近時岩崎彌太郎氏ハ、俄に空前絶後の財産を造りたる人を世ども、其始て三菱會社と稱する汽船會社を創設せしハ、決して一身の利益の爲に

ハあらざりて、全く我の國の爲に、航海の權を擴張せんとの、公益心に出でたる者なりと云へり。蓋左もあるべし。何とあれば、偉大の事の常に公益を謀る人によりて、成る者なればなり。人の其天性不適合せる事業一つくを以て、一般の通則と爲すべく、又其事業を擇ぶよ就きてハ、其事業に由りて、自己の智徳を増し、自己と家族との幸福を得べきものを取るハ、其身を立つる第一の要務なり。何となれば、世ハ常に各種の事業に十分ある才能の人を得んとせば、是即人の錢を得るハ宜しく守るべき制限あり。さきども己と家族との費用に充つる不足るべき錢を得るハ、各自の義務あり。世に有益なる業を擇び、勤勉して得べきだけの錢を得るハ、固より正道の許を所あり。

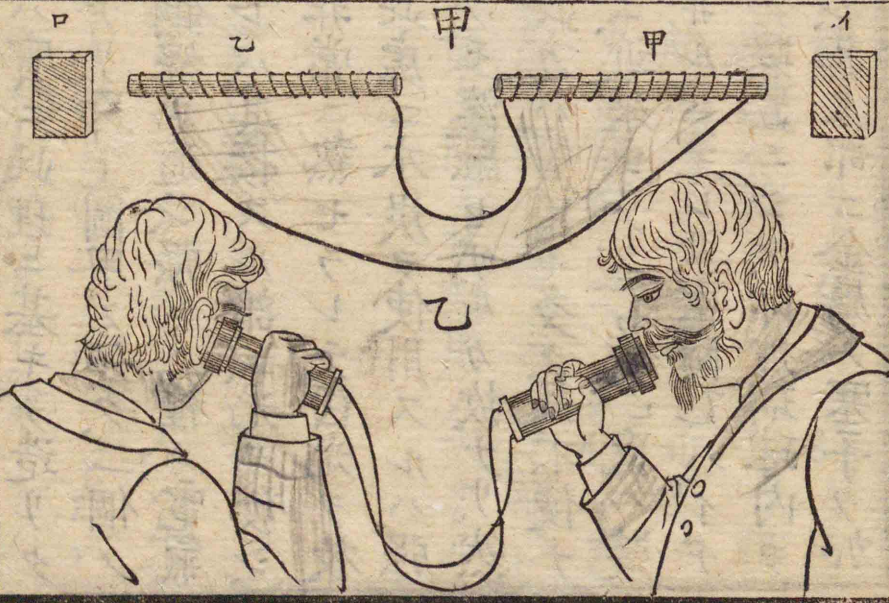
第十六章 電氣燈及電話機

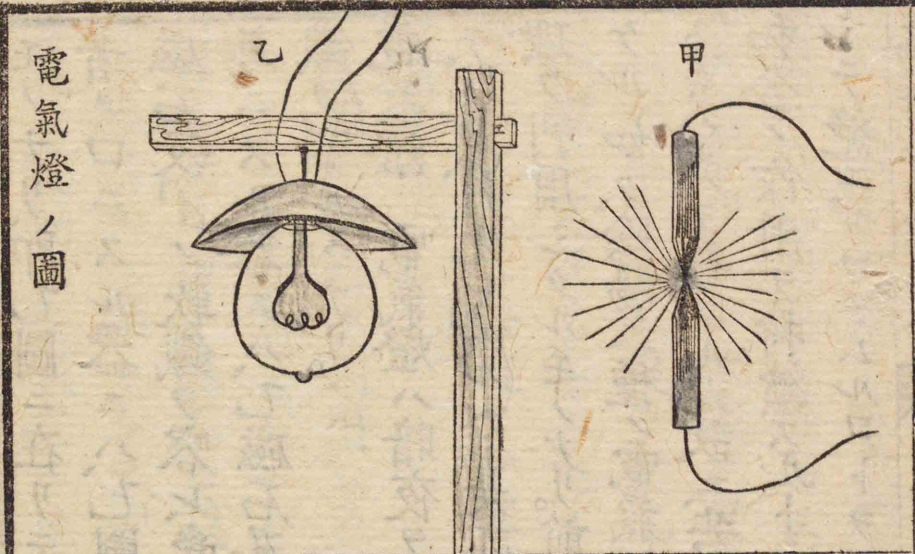
甲圖ハ甲乙兩個ノ磁石ヲ絹絲ニテ包メル銅線ヲ以テ纏ヘル者ナリ。今「イ」ナル軟鐵ヲ取り甲ノ一端ニ或ハ近ツケ或ハ遠ザクレバ甲ノ磁氣力ニ變化ヲ生ズ。斯ノ如キ際ニハ先甲ノ周圍ノ銅線ニ電流ヲ生ジ、遂ニ之ヲ乙ノ周圍ノ銅線ニ傳ヘ、乙ノ一端ヲシテ之ニ接近セル軟鐵「ロ」ヲ或ハ吸着シ或ハ吐放セシムル者ナリ。

電話機ハ此理ヲ利用シタルモノニシテ其構造ハ極メテ複雑ナレドモ、畢竟前ノ「イ」ナル軟鐵ヲシテ談話ノ際ニ生ズル呼吸ノ力ニヨリ、甲ノ磁石ニ或ハ近ツキ、或ハ遠ザカラシメ、從ヒテ乙ノ磁石ノ一端ヲシテ「ロ」ノ軟鐵ヲ或ハ吸ヒ或ハ放タシメテ、空氣ニ震動ヲ生ジ、之ニヨリ對話者ノ言語ヲ聽取スルヲ得ル

モノナリ。即乙圖ニ在リテハ發聲者ノ口ニスル器ニハ、乙圖中ノ甲磁石及「イ」ノ軟鐵ヲ容レ、受音者ノ耳ニスル器ニハ、乙磁石及「ロ」ノ軟鐵ヲ容ル、ナリ。

電氣燈 電氣燈ハ暗夜ヲ照ラシテ、其明月光ニ優ルベシ。是亦電氣ノ理ヲ利用シタルモノナリ。前ニモ説ケル如ク、陰陽二種ノ電氣相合スルトキハ、光ヲ發スルガ故ニ、若絶エズ和合ノ作用ヲ持續スルトキハ、光ヲシテ絶エザラシムルコトヲ得ベシ。





電氣燈ノ圖

電氣燈ハ實ニ此理ニ基キテ造リタルモノナリ。即上圖甲ノ如ク、二個ノ木炭ニ銅線ヲ通ジ、強キ二種ノ電氣ヲ通ズレバ、其接スル部ニ光ヲ發シ、木炭ハ非常ニ熱セラレテ、白光ヲ放ツベシ。此處ニ木炭ヲ使用スルハ、強熱ニ遇フモ、熔融セザルガ故ナリ。然レドモ此方ハ費用モ多ク、且不便ナルガ故ニ、近來專「イヂソン」氏ノ裝置ヲ用井ルニ至レリ。上圖乙ハ「イヂソン」氏ノ裝置ニシテ、即玻璃球内ヲ真空ニシ、其上部ニ金屬ノ塞子ヲ加

へ、之ニ白金線ヲ貫キ、此白金線ヲ銅線ニヨリテ、外部ニ通ゼシム、之ヨリ電氣ヲ流通セシムレバ、白金線ハ熱セラレ、非常ニ強キ光ヲ放ツナリ。然レドモ白金線ハ、頗高價ナルガ故ニ、近來ハ專細キ竹ノ炭化セシモノヲ用井タリ。電氣燈ハ之ヲ路傍ニ點シテ、往來ニ便シ、室内ニ設ケテ、不夜城ノ觀ヲ呈シ、或ハ軍艦高船ニ點ジテ、危險ヲ避ケ、又ハ敵ノ來襲ヲ防グ、其効用ノ大ナルコト勝ゲテ數ヘ難シ。

第十七章 修學習業

學を修むとハ、學問を勉強する事と、業を習ふ事とハ、己の爲をばきこざを繰りのへして、それに熟練するをいふなり。凡人の生れあつらにして、物ごとを知るものよほらば、玉を磨のざれば、光をもちよざるが如し。させば廣く物おとを知りて、賢き人

とあらんとならば、幼少のときより學問を修め、よき己の爲に
 べきべきを習ひざるべからば、今や人生れて、六歳とをば、學
 校に往き、教師に就きて書を讀み、業を習ふべしとなり居れり。
 而してその讀む所の書籍ハ、種々の事に就きて、その道理をか
 き集め、そよよりて、讀みのことを教ふるものなきをば、幼きとき
 に、能くこれを學べば、賢き人となるべしを得べし。又算術ハ、
 物數の道理を教ふるものにして、人の智慧を磨くにハ、ふれよ
 りよきものハ、あるべし。其外學校にて教へらるる事ハ、何よ
 りらず、皆才を鍊り、智を磨くべきものにあらざるハなし。

第十八章 歴代の軍政(一)

外ハ、寇讎の侮を禦ぎ、内ハ、奸惡の亂を鎮め、士民をして安んじて
 業に就くことを得しむる者ハ、兵あり。故に國あれば、則兵あり。

特に我が朝ハ、上世より武勇を重んじ、尚武の國と稱せられし程
 あり、軍事の政ハ、歴代深く大御心を悩ませ給へり。熟太古
 の事を案ぶるに、當時の人民ハ、山に入りて獸を獵り、海に入り
 て魚を漁するを以て、重要なる業と爲し、天照皇大神世に
 出でまゝして、始て農耕の道を教へさせ給へり。

是より以後、平時ハ、庶民をして、勉めて其業を營ましめ、事ある
 に臨てハ、之を徵發して、兵伍に編み、兵と農との區別なく、國民
 皆兵にして、且農たり。唯別に禁衛の兵ありて、常に皇宮の護衛
 を爲し、參らせしのみ。神武帝一統の後、功臣の官を地方に承け
 て、其職を世襲するもの、漸次其民を私して、殆封建に類する形
 を爲し、この孝徳帝に至り、郡縣の制を定め、悉く部曲(私民也)を
 收めて、公民となせり。當時未軍團の制を定めざりしも、毎國皆

兵庫を造り、武器を儲へたり。天武帝の公卿以下に詔して、甲仗を備へ、武技を習ひしめ給ひし。蓋文武一途を忘れざらしめん。の爲なり。持統帝に至り、始て軍團の制を定め、全國の丁男四分一を點して兵と爲し、其庸調を除き、農隙を以て武を講ぜしむ。此時より、兵農未分れず、養兵の費多くして、養兵の實ありき。而して其京師を宿衛するものを衛士といひ、一年を期と爲し、暇日を以て武を講ぜしむ。其鎮西に赴き、邊を守る者を防人と云ひ、三年を期と爲し、太宰府に近き所の便地を授けて、屯田せしめ、且耕し且守らしめたり。聖武帝以後、軍政稍弛み、羸弱の兵多かりし。のち、光仁帝冗兵を汰し、其羸弱なる者、皆農に歸せしむ。是より兵馬精強となり、其力により、一時蝦夷を平定した。ととも、兵の其業を世襲することありゆき、兵農漸分れた。

り。其後朝政益弛廢し、豪民戦功を立てし者、郷曲の威を振ふと雖、國守等之を制する能ざるに至りし。かば、兵士の豪横の日も甚しく、朝廷殆其私闘を禁ざる能ざるにき。而して朝廷の執政大臣の、兵事を恤へず、武人を視るふと、奴僕の如くたるものあらば、藤原氏權を專にするふ及び、賞罰正からば、陽成帝の朝に、藤原保則蝦夷を鎮定する大功あり、而して其賞の國司に轉任するに過ぎず。天慶の亂、平貞盛賊を誅して、賞の五位に過ぎず。かゝりしゆゑ、兵馬の權の、朝臣の手を離れて、世襲武臣の手に歸せり。此時に當り、草賊亂をなす者あはば、其地方の武士、兵衆ある者に命じて、之を討せしめ、以て一時の功を收めたり。而して是等の武士の、亦各隸屬する所ありて、或は源氏に屬し、或は平氏に屬するが如き様ありし。かば次第に源平二

氏の私黨の如くあり行き遂に君臣の觀を爲すに至れり。源賴信
 功を東國に立て賴義義家相繼て東邊の亂を鎮せしより東國
 の武士皆之に服事し其家人と稱するに至る。是に於て源氏の
 威望東國に震ひ士民殆源氏あるを知りて朝廷あるを知らず。
 其後朝廷平清盛をして西國の兵を統べしめ以て源氏を制せ
 んとし一たび源氏の威を挫きたれども清盛の暴横却て源
 氏に過ぎ朝廷之を如何ともするおと能はざるに至れり。既
 して源賴朝平氏を滅し霸府を開きしより兵權全く下に移り
 永く武門の掌握する所とあれり。後鳥羽法皇之を回復せんお
 とを圖り給ひて成らば却て益武門の權を強くせり。

第十九章

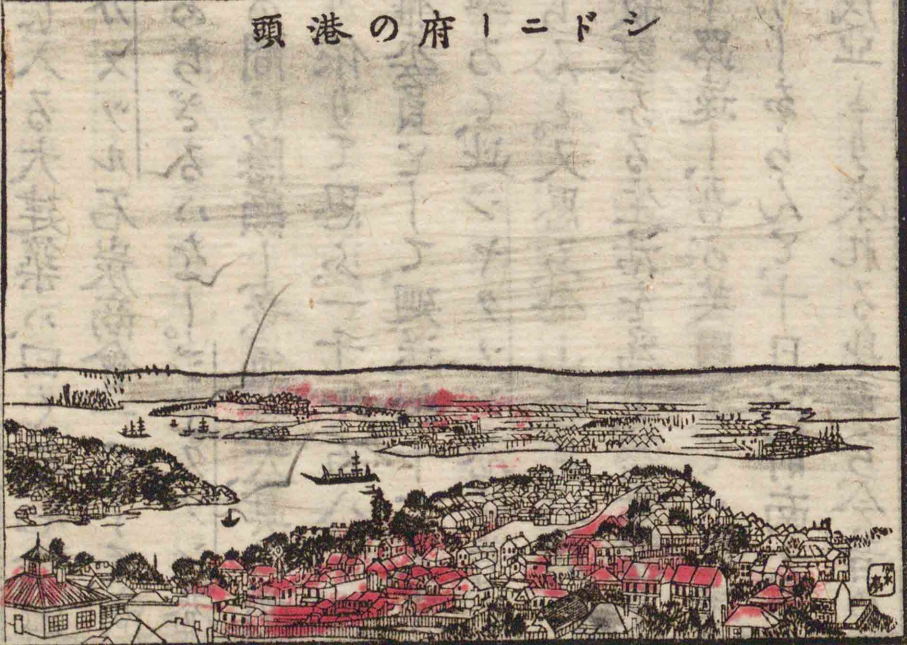
シドニー府の繁華

濠洲及印度

明治二十二年十二月二十八日余ハ佐茂亞島のアピヤ港より

十日の航海を経て、ニュー・サウ
 ス・ウエールズ州シドニー府に
 上陸したり。此時に當りて、余の
 想像の中に畫く所の濠洲の風
 物疎々たる南半球特別の光景
 にして、文物壯大將に北半球の
 生民を凌駕せんとする勢ある
 が如きは、余の夢想せざりし所
 なり。然るに汽船ルーベック號
 の甲板に立ちて、岸頭を見渡せ
 ば、但見る巍然たる壯閣雲表に
 聳え、シドニー十萬戸の煙突規

シドニー府の港頭



則正しく屋上に林立せり。先眼に入る大建築ハ曰く羊毛輸出
 會社、曰く熟皮會社、曰くニューカスツル石炭商會、一として商
 業旺盛の證を表示するものにあらざるハなし。ジャクソン港
 頭、無數の汽船ハ出入往來、朝霞の間に隱顯し、意氣壯大、真に南
 半球の大都會たる面目を現せり。依りて思ふ、一千七百八十八
 年一月二十日、ワイリツプ氏全權委員として、廻送船十一隻、軍
 人二百人、罪人七百五十七人を率ゐて、此ジャクソン港に着し
 たる時の感想ハ、如何ありしならんと。又思ふ、金山發見以前の
 漂流人民ハ、ボタニー灣の畔に、寂寥なる生活を為し、轉母國を
 望で、郷思の情に堪へば、乃路遠し、路遠し、吾ハ英國までハ路遠
 し、と歌ひし時の感想ハ、如何なりしならんと。十日以前南太平
 洋中の鬼界の島と聞えたる、佐茂亞より來れる身をら、今昔の

懸隔轉絶大あるに愕き、只管アングロ、サクソン民族の經營に
 舌を卷けり。

抑濠洲ハ、ニュー、サウス、ウエールス、ヴィクトリヤ、クインスラ
 ンド、ニュー、ホーランド、西濠斯、太刺利亞、南濠斯、太刺利亞の六
 殖民地を以て成り、面積三百萬方英里、タスマニヤ、ニュージ
 ランドを合せれば、其幅員ハ英國に二十六倍、大印度ハ六倍
 一、歐洲全土の五分の四に相當せり。

而して、此大洲に、殖民を始めしハ、一百年以前のおとよ過ぎず
 と雖、今や人口ハ四百萬に垂んとし、輸出入ハ日本に六倍せり。
 而して、ニュー、サウス、ウエールス洲ハ、六殖民地中の長老にし
 て、シドニーハ、其都府あり。始めシドニーに上陸するや、そも如
 何なる天魔の力を藉り來りて、彼等ハ僅少の年月に、此大都府

を經營したるか、只管驚歎に餘念なく人をして其繁華を構成したる所の遠因及近因を考究する念を失せしむ。

曾て本國を發して、布哇、佐茂亞に至るや、國勢手に取るが如く、社會構成の諸原因、貿易の前途、交るが如く、視察の上に浮み、不全あるかの知らざれども、思ひの儘、國勢の全斑を窺ふを得たり。然るに文明の大都會に至りては、事物甚複雑を極め、心中既に充分の驚歎を生じたれば、先專務に調査し、親しく實地の試験を為したる上に非ざれば、何事も判斷し得べからばと思考せり。

シドニー府ハ小倫敦と呼稱し、都府の性質、倫敦と毫も異なる所あり。されば今此都府の繁華を評記せんとするに、倫敦、巴黎の事情に通じたる人に向つては、無用の事に屬せり。唯願ふは、大都會の繁華に心醉せず、その繁華を來たりたる遠因及近因を考究し、特に此大都會の日本貿易の前途に、如何なる關係を有するを明らかに在り。

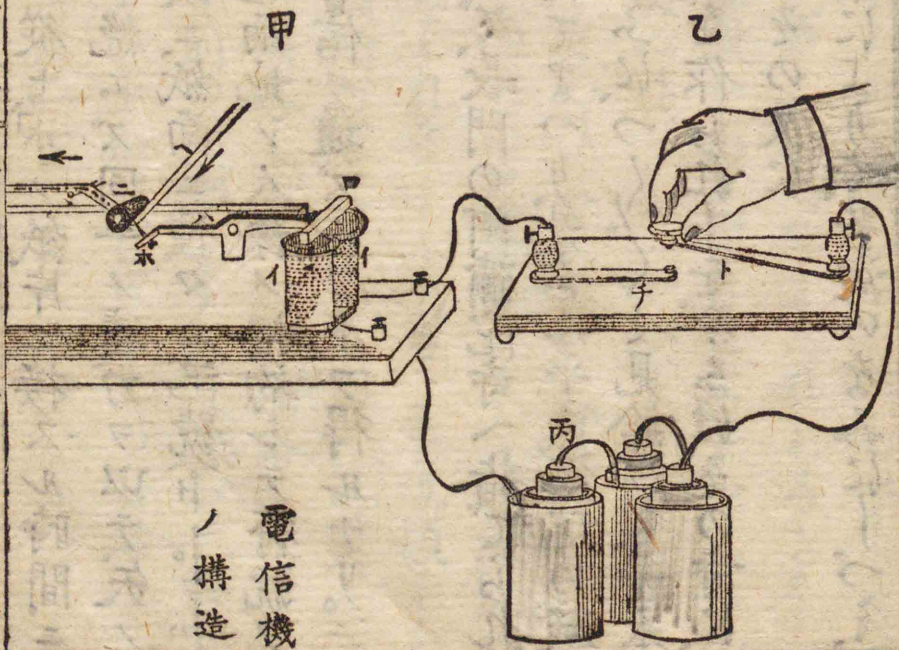
余ハ上陸して後、直にキング町の旅館に滞留し、日本より携へたる雜貨の殘品を處分せり。佐茂亞にては、非常の利益を得たれども、此府にては、非常の利益を見るゝと能はず。先相應の賣口を得たり。用事終るや、市中の巡覽に日を送れり。今日ハ勸工場へ行きて、場内の園池に噴泉送り、電燈影青きハ驚き、明日ハ珈琲御殿に行きて、五百の客房、數千の人を容れ、室内壁は、戸なく、姿見の鏡、四方に反映せるハ眩目し、セント、メーレー教會の壯麗あるに、膽を消し、プリンツ演劇場の盛大あるに、魂を飛せし、見聞の事、一として、東洋の孤客を驚かすめざるハ、

シドニームハ二ヶ月間滯留して、直に他の殖民地に向へり。

第二十章 電池及電信機

電氣ヲ利用シタル器械ノ中最人ニ便益ヲ感ゼシムルモノハ、電信機ナリ。今其構造ヲ略述センニ、次圖甲ノ「イ」ハ絹絲ヲ以テ包ミタル銅線ヲ纏ヒタル軟鐵ニシテ、其上端ヲ離レテ「ロ」ノ鐵片アリ「ロ」ハ「イ」ナル槓杆ノ一端ニ附着ス。「イ」ノ他端ニハ「ホ」ノ鐵筆アリテ、螺旋ノ作用ニヨリテ「ベ」ナル紙片ト、僅少ノ距離ヲ以テ相對ス。以上ハ音信ヲ攝受スル裝置ナリ。乙丙ハ音信ヲ發スル裝置ニシテ、丙ハ電池、乙ハ音信ヲ調節スル器ナリ。「ト」チハ金屬製ノ小板ニシテ、離合ヲ自在ニス。今丙ノ電池ニ發生セル電氣ノ兩極ノ一ヲ甲ニ、他端ヲ乙ニ結托シ、更ニ乙甲ノ間ニ、連絡

ヲ通ジタル後、「ト」チヲ接スルトキハ、甲乙丙ノ間ニ、電流ヲ見ルベシ。而シテ「イ」ノ軟鐵ハ、一時ノ磁石トナリテ、「ロ」ナル鐵片ヲ吸引シ、從テ「イ」ナル槓杆ノ一端ヲ上ゲ、ホヲシテ「ベ」ナル紙片ニ觸レシメ、紙ニ痕迹ヲ留ムベシ。然ルニ「ト」チヲ離ストキハ、「イ」ノ軟鐵ハ磁氣ヲ失ヒ、「ロ」ヲ放チ、從テ槓杆ノ一端ヲ下ゲ、ホヲシテ紙片ヲ離レシムベシ。斯クテ乙ナル



「ト」チノ相合スル時間ノ長短ニ從ヒ、ホノ紙片ニ接スル時間ニ長短ヲ生ズ。而シテ「ト」ナル紙ハ絶エズ同一ノ速カヲ以テ、矢ノ方向ニ運動スル装置アルガ故ニ、紙面ニ種々ノ記號「ト」「ト」等ヲ留ムベシ。此理ニヨリ甲乙兩地ノ人豫メ相約シテ符號ヲ定メ置キ、之ヲ文字ニ譯シテ、音信ヲ通ズルコトヲ得ルナリ。

第二十一章 平家蟹

鹿苑院義滿公、西國下向のついで、長門の阿彌陀寺へ詣てられしに、住僧世にいふ平家蟹をたてまつり、是を平氏怨魂の凝る所と申し傳へ侍るといふに、つくづくと見給ひて、壽永元曆のむのしを忍び、哀悼の文を作られしを、今おほその寺に藏せりよしあるふみよ誌せり。その文に
嗚呼悲哉、三界流轉の修羅の業によりて、苦海のなみにしづこ

かゝる蟹のまのうごと、化生せしものか、憐むべし、憐むべし。まぎし元曆のいにしへをも、いまの事よとあやまたれ、をろきをみだ、袖にあらる。つらく、人間盛衰をあんずるに、只是かんとん一時のねむりふもたらば、平家わづかよ二十餘年のたぶりも盛者必衰の夢のうちなきとりて、つひに東夷の武威ふくだかき、壽永の秋の一葉に掉さして、西海の波濤またぶよひ、浮沈のあぶれに身をよせしも、いとあわれなりし有さまあり。頃しと元曆二年の春のあつた、官軍諸所の軍にうちまけて、筑紫ぞさして、落鹽の天子をはとめ、月卿雲客も皆一蓬の漏露に涙を比し、帆を飄泊の浪によかせて、豊前の國、柳がうらに着かせ給ひて、いばりの君宸襟を休めたよひか、官軍一まづ安堵の思ひをあせり。斯りしとあるよ、三月二十二日とのや、おもひざる

に範頼義經兵船數千艘にておしよせ、幡旗を春風にひるがへし、矢をいるふと雨のごとし。櫓聲棹歌、天をふるいし、鯨波の數聲、海底をこぼるのほ。されば兵の凶器、武の逆徳といへども、王土に身をよせしもの、ふ共い、もあらば七重八重、うちかこむ。官軍いまをかぎりて、軍をこいへども、天運微にして、たちまちまけ、女院いけどられ給ひし、のばいまいこきまでなりと、二位の禪尼を、み出でて、安徳天皇八さいの君をひだりの脇に、いだき奉り、右の手に寶劔をぬきもち、海底に飛び入りたまへば、諸卿百官諸司平家の一ぞく、キミ公達も、一つをのれ、身をいづめ、水の泡立つ時の間、消えて姿もなきあといよせ來る浪ぞ名残ある。そもく、官軍此蟹と化生をるおこい、あればなまぬ海路のた、あひみ、七手八脚でだてつき、嗔恚強情のうらみ

きえやらば、弘誓のふねよほだされ、隨縁真如の浪おこつて、八苦のうみにしづみ、ぼんのぶの波瀾にたゞよひて、萬卒のこんをく、天源おかへる事、あさらず、終よ水底にるてんして、よる所なきまゝに、蟲に化して、此かにとされるもの歟。今かれおむがたを見しより、おむかしのあまをよ、袖ぬれて、

過し世終、あまをよ沈む君お名を、
とく免置ぬる門司は關をりり。
よるまなき身の今かよと生れきて、

浪のあはれよしづむそのなき。

字解

鹿苑院義満足利義満公 平家蟹蟹ノ一種ナリ俗説ニ平家一族ノ怨恨ノ凝リテ蟹ノ形ト

ナリシト言ヒ傳フル 三界流轉過去現在未來ノ三界ヲメグ 修羅者ナリ讚岐ニ多シ 佛法ニ地獄餓鬼畜生修羅人間天上ノ六趣アリ故ニ修羅ハ畜生ノ業ヨリ高ク人間ヨリヒクキ境界ナリ修羅ハ梵語ニテ天ト云フ義

リナ かんたん一時の眠息ノ世ニ呂翁ト云フ人ノ仙術ニヨリ盧

ミタリト云生ト云フ少年ガ邯鄲ノ地ニテ長キ夢ヲ

フ故事アリ 女院建禮門院ト申サル安 弘誓の船弘誓ノ海ナド云フコトアリ、ほだされトハツナギトメラ

弘誓ハ佛經ノ語ニテ佛ノ弘ク衆生ヲ濟ハムトノ誓其誓ノ深キヲ海

ニタトヘテ弘誓ノ海ナド云フコトアリ、ほだされトハツナギトメラ

ル、コトナリ此處ニテハ單ニ天子ヲ奉ジテ再平家ヲ興サントテ船

ニ乘リテ敵ト戦ヒタル其船ヨリ海ニ入ルコトヲ口惜シク念フ一念

ガ成佛スル妨ゲトナリソレニツナギ 隨縁真如の浪隨縁真如ノ道ハ水ノ如ク

トメラル、ト云フコトニアルベシ 隨縁真如の浪隨縁真如ノ道ハ水ノ如ク

ハ佛語ニテ平タク言ハバマコトノ道ト云フ如シ真ノ道ハ水ノ如ク

ナレドモ種々ノ縁ニシタガヒ水ニ浪ヲ生ズコノ處ハ一念ノ妨ニヨ

リ真ノ道ヲカキミダ 天源ふかへる成佛シテ涅槃

注意

此篇ヲ教フルニハ、佛家ノ因果應報ノ方便説ヲ概略ニ示シ、義滿公此説ヲ信ジ、平家一族ノ最後ノ妄念凝リ蟹トナレリト思ヘル由ヲ語り、其心ニテ全編ヲ解セシメ、同時ニ平家蟹ハ、其實決シテ斯カル者ニアラザルコトヲ、動物學上ヨリ概略ナリトモ説キ示スベシ。

第二十二章 邯鄲の一夢

支那の唐の世に、呂翁と云ふ者ありけり。此翁仙術を得たりと言ひ傳へて、或る時邯鄲と云ふ地に行き、ある家に息ひて、一の囊の中に隠れて、座せしむ。盧生と云へる少年の賤しき者の着るべき短き粗布を纏へるが、青毛の駒を打ち乗りて、同ドク此所へ來り、りりり。盧生呂翁と共に物語りて云ひけるは、我が衣のかく蔽れて、哀なる様あり。大丈夫世に生れて、かゝる淺間しき様にてあらんかと、口惜めらざるやと。呂翁云ひけるは、汝何とて、かくよみて身の困窮を歎くぞやと。盧生の云ふ吾常に學に志し、かば必用あられて、官職をも進むべしと惟ひし。今已に壯を過ぎたを、猶畝畝につとめ耕を、困窮したるふあらばやと。言訖りて、目くらみねぶしき事を覺ゆ。其時家の

主人ハ黍を蒸して居たるが呂翁ハ囊の中より枕を出して盧生に授けて、汝此枕をして眠らば萬づ志の如くあらんと云へり。盧生其枕を見るに青き磁^磁ふてつくり、兩の端に竅あり首を俛れて、其竅を見れば大に明らかなり。よりて身を竅の中に入れて、奇きかた。盧生忽吾が家に歸れり。後數月ありて、清河と云ふ地の豪族崔氏の女を娶り、其明くる年進士に擧げられ、及第し渭南と云ふ地の尉となり、間もなく監察御史に遷り、更ふ起居舎人知制誥と云ふ高職に轉せしむ。二年を経て同州を典どり、陝牧に遷り、河南道の採訪使をも領せしむ。とき朝廷に徵されて京兆尹として、本朝あらば、東京府知事とも云ふべき重職に就けり。其時戎狄兵を起して支那を侵し、あべ御史中丞河南道の節度し除せられて、征討の軍を統べ、大に戎虜を

破て功あり。因て吏部侍郎に轉じ、遂に戸部尚書御史大夫として内務大臣ふも比をべき高官に昇りつめしむ。故ありて端州の刺史に貶され、又三年にして、徵されて常侍となり、程なく中書門下平章事と云ふにありしを、讒言せられて、官を止られ、驩州に流さる。と大と數年、ゆるさきて後、進て中書令となり、燕國公に封ぜられぬ。此時盧生に子五人、孫十餘人あり、年八十にして、病みて命終ると覺えしむ。欠びし伸びして、夢の覺めぬ。其身其儘邯鄲の家にあり、呂翁も其傍に座せしむ。主人の蒸し居たる黍も、いまだ熟せざる間ありしとぞ。おほこれふりにし昔の物語に、いあせど、近く各自の身の上も、ひかされて、いと興あることにあらば、や。夫名聞利益ハ世の人の、普く望む所あれば、是を求むるふと、惡しとよひあらねども、ひたすら名利の結縛

おぼとされて人の行ふべき仁義の道をも顧みず慾み目くら
ゑて、眞實の人の道を忘れ、一生を夢の如くに送る者ハ、皆是盧
生の一炊の夢、身を托せる者なるべし。

第二十三章 先哲の書簡 十時半藏より中村芳中に贈りし書

- 一 草紙と致した書、吾の弟、跡亦佳ありし、初成さるは、
なりし、あゝ、離屋うゝと、預け、古傳を、おまゝく、存せり、
尤曾谷林花おど、時と、生、此、地、の、古、傳、以、
此、古、傳、追、つ、
一 此、古、傳、追、つ、
一 此、古、傳、追、つ、
一 此、古、傳、追、つ、

きや、
後、
樂を極め、

梅崖

外に、

皆川

我の、

よりの、

詩の、
書畫の、
りた書畫、

ひまひるの故さうそと云ふや、中村芳中は長島に歸り
ありしに、此の世に出るの難さ、いづのふりて、度あり
おの外、神と云ふや、なるや、ども之ありしに、在る
能く、此の世に出るの難さ、いづのふりて、度あり
おの外、神と云ふや、なるや、ども之ありしに、在る

六月三日

十時半藏
賜花押

中村芳中縁

注意 十時半藏ハ梅崖ト號ス、浪華ノ人ニテ長島侯ニ仕ス、文
化元年七十三ニシテ歿ス。木世肅ハ木村吉右衛門ト云ヒ
シ人ノコトナリ。

第二十四章 智能徳器

智能とい、智慧と才能とをいひ、徳器とい、徳と器量とをいふ
り。中にも智慧と徳とを眼目として見るべし。物の道理を知り
事の善惡を辨別するは、智の活用にして、彼の忠孝友和の大道
を己の身に修め、之を行ふに意を用ゑざるも、自然に其道に違
ふおとなきは、即徳なり。されば智と徳とい、車の兩輪の如く、鳥
の雙翼の如きものあれば、徳なき人とい、このほど智ありても、只
是一の藝人にして、人を懐け人を服するに足るべき大業をな
すおと能はず。又徳ありても、智なきとき、己の一身を守るお
とのみ堅くして、世を救ひ人の為を謀ること難なるべし。さる
により、人々常に智と徳とを併せ備へんおとを心掛くべし。こ
の二つの人々生きたるに、保つといへども、之を養ひ育
つるよ、學問を修め、己の為をべきわざを習ふこと、最以て大

切あるべし務むべし勵むべし我の身のためよ國家のため
ふ。

第二十五章 磯丸ノ傳 芳野金陵

磯丸ハ參州伊羅古崎ノ漁夫ナリ。名ハ半之丞糟谷氏ナリ。
村ハ海中ニ斗出シ地皆白砂ニシテ農作スベカラス。闔村漁ヲ
以テ命ヲ為ス。半ガ家甚貧ナリ。夙ニ父ヲ喪ヒ善ク母ニ事ヘテ
孝ナリ。郷曲ニ稱セラル。母嘗テ疾メリ之ヲ療スレドモ效ナシ。
乃伊羅古明神ニ禱リ。毎且水ニ浴シ裸跣往テ拜ス。祁寒酷暑若
クハ風フキ若クハ雨フルモ未嘗テ一日モ廢セズ。會旅客アリ
社ヲ仰テ扁版ノ國歌ヲ誦ス。半問テ曰ク誦スル所何事ゾヤ。曰
ク和歌ナリ。曰ク是上古神明ノ傳フル所カ。將人ノ作ル所カ。客
笑テ曰ク亦人ノ作ル所ノミ。曰ク學デ能クスベキカ。曰ク可ナ

リト。因テ略其法ヲ授ケ且曰ク歌ハ至誠ヲ以テ本ト為ス。此ヲ
以テ心ニ存セバ感觸言ニ發シ以テ天地ヲ動カスベク。以テ人
神ヲ感ズベシト。半大ニ悦ビ謝シテ還ル。茲ヨリ喜怒哀驚凡耳
目ノ觸ル所心意ノ動ク所一ニ皆之ヲ詠歌ニ發ス。半本丁字
ヲ知ラズ故ヲ以テ意餘アリテ言違セズ人傳ヘ以テ笑資ト為
ス。而シテ半恒ニ曰ク卒然トシテ法ヲ祠前ニ受ケタリ吾ガ歌
ハ必明神ノ冥贊ニ出デシナラン。然ラザレバ吾儕鄙人惡ゾ能
ク斯ニ與カラント自信ジテ疑ハズ。其天資朴直ナルコト大率
此ニ類ス。村ハ淡路守戸田侯ノ封邑ニ係ル。縣令某國歌ヲ善ク
ス其志ヲ嘉シ時ニ往テ古歌ヲ講授シ且其詠ズル所ヲ刪正シ
為ニ國字ヲ書シテ與ヘ之ヲ學バシム。居ルコト數年詞稍修マ
ル。期滿チテ令還ル。吉田驛ノ藥舗ノ姫歌ヲ大納言芝山持豐公

ニ學ビ名旁近ニ噪シ。今ニ繼テ諄誨シ業大ニ進ム。其合作ニ至
 テハ天趣高絶古人ノ及ビ易カラザル者アリ。一日姫謂テ曰ク
 吾將ニ伊勢大廟ヲ拜シ納言公ニ京師ニ謁セントス。汝能ク從
 フヤ否ヤト。半謝シテ曰ク幸甚シ然リト雖一日漁セザレバ舉
 家餓ウ敢テ辭スト。姫又喻シテ曰ク苟負擔ノ勞ヲ執ラバ吾將
 ニ家人ニ資給シ之ヲシテ飢困ナカラシメンノミト。半大ニ
 喜ビ還テ之ヲ母ニ復ス。母悦テ之ヲ允ス。乃從テ京師ニ入り納
 言ニ謁ス。語次半ノ事ニ及ブ。公召シ見テ試ニ命ジテ道寄戀ヲ
 詠ゼシム。公吟誦數回稱シテ曰ク是洵ニ純乎タル天籟ナリ。自
 然ニ格ニ入レリ思邪ナキニアラザレバ何ヲ以テカ之ヲ能ク
 セン。圖ラザリキ古人ヲ今世ニ視ントハト咨嗟之ヲ久シクシ
 因テ號ヲ磯丸ト賜ヒ爲ニ之ヲ揄揚ス。名衣冠ニ嘖々タリ。還ル

ニ及テ遐邇傳ヘ稱シ以テ奇榮ト爲ス。天使ノ東下及公卿ノ東
 海ヲ過グル者往々路ヲ迂シテ其廬ヲ訪フ。名聲隆々トシテ起
 ル。是ニ於テ土人相議シテ曰ク吾ガ土僻陋ニシテ衣冠ノ親臨
 未嘗テアラス而シテ今始テ有リ土ノ榮タル大ナリ。シカモ敗
 屋陋窶ナルハ亦土人ノ辱ナリト。因テカヲ戮セ貲ヲ捐テ屋ヲ
 構ヘテ之ニ與ヘ且推シテ里正ト爲ス。磯丸大ニ愕キ堅ク拒テ
 曰ク吾無能無識ニシテ且寒族タリ何ゾ敢テ當ラント衆強テ
 舍カズ因テ邑正ヲ辭シテ其居ヲ受ケ但名流ノ過グルコトア
 レバ毎ニ之ヲ此ニ延ク去ルニ及ビ輒鎖鑰シテ家ニ還リ漁具
 ヲ修繕シテ兒孫ト事ニ從フ。未嘗テ諷詠ヲ以テ勢ヲ廢セザル
 ナリ。嘗テ謂ク父母ノ恩ハ重大ニシテ物ノ此ニ比スベキナシ
 苟此土ヲ履ミ此毛ヲ食フ者ハ領主ノ恩亦重シト。因テ毎旦泚

高等新言 卷之三 九十一 昔不舎

類シテ明神ヲ望ミ之ヲ拜シテ領主及母氏ノ壽康ヲ虔禱ス。後
 歌ヲ學ブニ至リ師ノ爲ニ之ヲ禱ルコト亦然リ。終身未嘗テ廢
 惰セズ。老テ母ノ艱ニ居リ哀毀制ニ過ギ慟哭人ヲ動カス。嘗テ
 瘡ヲ患フル者アリ藥餌驗ナシ。曰ク歌ノ德ハ神ナリ吾將ニ之
 ヲ磯丸ニ請ハントスト人ヲシテ來リ請ハシム。乃洗心淬精シ
 テ詠シテ之ニ與ヘケレバ果シテ痊エタリ。是ニ於テ四方喧傳
 シテ益之ヲ異トス。狐狸ノ人ヲ魅スルモ蝗蟲ノ物ヲ害スルモ
 若クハ晴レ若クハ雨フルモ就テ禱祈ヲ求ムル者往々驗アリ。
 嘗テ天龍ノ支流ヲ過グ時ニ霖雨新ニ歇ミ水勢奔突シテ將ニ
 岸ヲ拔キ去ラントス。土人蜩集シテ之ヲ捍グ。磯丸ヲ知ル者ア
 リ指シテ曰ク翁ハ磯丸タリ其歌神妙ニシテ禱禳スレバ必効
 アリ盍ゾ試ニ之ヲ請ハザルト迎拜シテ懇求ス。磯丸曰ク水心

ナシト雖至誠何ゾ動カザラント盥漱シテ默禱シ詠ジテ紙ニ
 書シ之ヲ竹竿ニ挿ミ堤上ニ樹テ去ル。夜ニ至テ大風颯ニ起リ
 迅雷驟雨ヲ挾ミテ至ル。家々震怖シテ曰ク堤將ニ拔ケントス。
 水將ニ至ラントス居ルモ亦死ス。走ルモ亦死ス。死ハ一ノミ星
 散シテ死センヨリ聚首シテ俱ニ魚腹ニ入ルニ若カズト團樂
 シテ死ヲ待テリ。曉ニ至リ風濟マリ雨歇ミ水終ニ至ラズ。人々
 驚キ喜ビ戸ヲ開キ堤ヲ望メバ堤自若タリ。趨リ往テ之ヲ觀レ
 バ水勢轉移シ堤ヲ避ケテ逝キ永ク水害ヲ免レタリト土人稱
 シ云フコト今ニ至テ止マズ。磯丸嫁娶ノ事畢テ江戸ニ遊ブ。公
 卿爭ヒテ之ヲ延久。但馬守遠藤君伊賀守新見君尤之ヲ寵異
 シ常ニ二君ノ邸ニ寄宿シ水南文亮高千春ト密友タリ。没ス
 ル年八十左右ナリキ。夫言肺肝ニ出テ精誠ニ發シ毫モ智巧

ノ私ナキ者ハ、以テ天地ヲ動カシ人神ヲ感スルニ足ル、世ノ國
歌ヲ詠ズル者之ヲ口ニセザルナキモ、徒ニ其言ヲ聞キ、未其事
ヲ見ズ。今磯丸ニ於テ之ヲ見ル、是豈偶然ナランヤ。其人至性ア
リ、又能ク師ヲ重ジ、領主ヲ尊ビ、心ヲ居キ行ヲ制スルコト、正直
ニシテ、一ニ思邪ナキヲ庶フ。三百ノ作者ト其妙ヲ同ジウスル
所以ナリ。方今ノ此技ヲ能クスル者、命意新ニ、措辭奇ニ、巧ハ
則巧ナリ。而レドモ言皆偽飾ニ出ヅ。太平ヲ粧點シ、休運ヲ鼓吹
スト曰フト、雖、毫モ風規ヲ補フナシ。嗟乎、磯丸ノ事、特ニ歌ノミ
ニアラズ、感スベキ者アルカナ。因テ木高二子ニ聞ク所ヲ綴リ
テ之ヲ傳ヘ、以テ後ノ復歌人傳ヲ編ム者ヲ待ツ。

字解

名衣冠ニ噴カタリ衣冠トハレキレキ 思邪ナキ心ノ正シキヲ云フ詩經ノ駟
ノ篇ノ語ナリ論語ニ詩三百一言以テ之ヲ蔽フト云ヘルモ此語ニ基ケリ 三百ノ作者詩經ニ載セタル三百篇ノ詩ヲ作

等ナリ人

祁寒大寒ト云フ如

詩經ニ出ヅ

合作完作ト云フ如シ出

來ノヨキ者ヲ云フ

第二十六章

源烈公の蟄居

小中村義象

近世史上、其名最高かり、水戸烈公ハ、東京本郷ある駒籠の
邸にて、人と爲りたまひき、初會澤安後、吉田會世等、文學にて仕
へたり。嘉永年間、米艦浦賀に寄せ來りより、人心の騷動、大方
をらば、幕府乃公を延いて謀お與らしめ、公ハ彼の請の不
當あるよりして、くりかへし述べて、とともくも、攘夷の覺悟然
るべしと言ひ放ち給ふ。幕府公の果斷に驚き、其謀をささぐる
のみ、果てハ公の直言を忌みて、駒籠の邸に幽閉せしむ。こを
專井伊大老の取計ありとぞ。時に安政五年七月五日なり。
夜半ばかりの事にて、雨さへおどろく、降りしきるに、明
るを遅しと移り給ふ。即一室を掃ひ清めて、麻の上下を着けて

高等

所賣

新書

五五

新書

正坐し給ひ侍臣ふ命とて戸障子をいと厳しく閉ぢさせたまふ。されば蒸を如き暑さにも隙洩る風もなくさし入る月の影だふもあらず。かくいふせき御住居もつゆ怨み賜へる氣色もななく。終日暗中に端坐し給へり。或日侍臣等餘りよ閉ぢ込めてのみかたしよささば御體いと弱らせ給ふらんをこし日月の光を入をばやと申しければ吾罪を得し身にて、いあてか日月の光を仰がんされどかくてのそあらば實ふ氣かよをすて惡かるべし。今より朝毎に大なる火鉢に焰硝をくべよと仰らる。侍臣等承り行ふに暫しの程の煙一室に籠りて、堪へ難き様あらども後にの氣のかたりたる心地して住み善かりきとぞ。

八月の半ば頃、残暑堪へ難くて人々風を命と頼むよ公の猶閉ぢ籠めてのみかたしよまられば侍臣共争で今日のみは明け

候いんと言ふよ例の聞入れ給ひ強て乞ひ申せばさらば少しづゝ細目に明けよ罪ある身の畏こきよと仰せ給ふ。

大夫人、公の衣の垢つきて見くるよかめるを思しやりて、紗もて新よ調して送らせ給へり。公直よ着換へ給ひよかど猶おほすおとやありけむ。幾日も経ぬよ又本の服にのへさせ給へり。

此御服、今猶水戸よ遺れりと云ふ。この駒籠の邸と曰ふは常におををる所にあらざれば年頃人もたままで修繕し給ひよおとをなく庭中の蔓草階を侵して塵埃堆く軒端もやぶれて僅に風日を覆ふをありありを掃ひ清むることさへ許し給ひざれば今いよと荒れ果てよおそろしきよにて成れり。かくて明年の秋、やうやく許されて、水戸よ下り給ひ、又是より先弘化の始めつよよ公罪を得らるよときも猶おの所に押し籠められ給

ひて一向に慎み戒められきと云ふ。
あつれ國の爲君の爲とのみ思ひまかられしに事の行つれざ
るのみか、のゝるめにさへ逢ひ給ひし如何に堪へ難かりしと
と多かりけむされども怨むことなく憤るおとあかく自深
く慎み戒めたまひし公ののねて朝廷を重し幕府を貴べれ
しに依れるなりけり。己の身に誠の罪を得てたゞ猶言ひ逃ま
んとせむ。今世のこれものゝ最善き戒めあらばや。水戸の人内
藤恥叟翁の會澤翁の門人なり。嘗て己におの事を物のとられ
き。己年頃第一高等中學校に職を奉下て朝夕出入をるに公の
駒籠の邸に即我が校の在るところと承れば仰慕の情愈止み
難くて其大略を記しおくよなん。明治二十五年七月五日。

附記

徳川齊昭公略傳

齊昭公字ハ子信景山又ハ潛龍閣ト號ス。幼ナルトキ
敬三郎ト稱シ後治教ト名ヅケ更ニ齊昭ト改ム。其薨
ズルトキ自謚シテ烈公ト云フ。寛政十二年江戸小石
川ニ生ル。治紀公ノ第三子ナリ。年四歳ニシテ擧止成
人ノ如シ。父ニ請ヒテ曰ク兒ハ乳母ヲ須キズ士人ヲ
以テ之ニ代ヘント。此年始テ孝經ヲ讀ミ明年和歌ヲ
作り九歳ノ時鳥銃刀槍ノ術ヲ學ブ長ジテ後學古今
ニ通ジ頗卓見アリ。封ヲ襲グニ及ビ銳意改進ノ政ヲ
行ヒ海内其風采ヲ想望ス平居天朝ヲ尊ビ幕府ヲ敬
ヒ夷狄ノ患ヲ爲スヲ慮リ守禦ノ術ヲ講究ス。而レド
モ其論毎ニ執政ト合ハズ快々トシテ薨ズ。識者之ヲ

惜メリ。

第二十七章 公益世務

人として、我グ家の繁昌あらんことを希いぬものゝをかるべし。是人情の自然にして、又其家に對する務あり。國に對するもこれふ同しく、我グ國の繁昌をらんことを希ふは、國民たるもの、情にして、其繁昌を致さんのため、各その力を盡すは、國民たるもの、本分といふべし。さらば如何にして國の繁昌を計るべきかといふに、公益を廣め、世務を開くの二事にあり。公益を廣むとハ一人一個の利益を計らば、廣く一國全體の利益を計ることを云ひ、世務を開くとい、目前些細の事を彼是をるにあらば、廣く世の中の利益とあるべき事業を起すことを云ふなり。たとへば、教師とありて、多くの人を教ふるも



山を穿ち、橋をかけて、道路を通むるも、鐵道を敷き、船艦を造りて、運送の便利を助くるも、皆公益を計るにあらざるは、その外、道具機械の發明改良など、世のため人の為となるべきことをあまの、是よと公益を廣め、世務を開く手段あり。されば人々如何に學問を修め、業務を習ひたりとて、世のため國の為に益なくば、何のかひのあらん。斯く世のため國の為を謀らんは、少年の時に、深く學問を修め、智識を磨き、身の行を正しくし、他日成長の後に、ひとごと有用の人たらんことを心掛くべし。そのおほべき事柄の固より一様あらねども、農工商とも、其目的を處るところ、各己の本分を盡すにあせむ。世のため國の為を謀るべきおととい、少くも異なる所あり。又學者、官吏の貴くして、農工商の賤くきもの、やうに思ふ人あせむ。是等の共よ世

高等

新讀本

下篇第三卷

百

教育書專讀所 第五級

界に闕くべのらざるものなれば、固より何れを貴しと、何れを賤しとをるなどの、區別あるべきいとをさす。唯その業に巧にして、之を能く勉め勵むもの、貴く、その業拙きが上に、常ふ怠り、あちあるもの、賤しと知るべし。

第二十八章 歴代の軍政(二)

兵權既に武門に移りしより、朝廷復軍政をす。將家各其威力を用ゐて、海内の兵を控制せり。其始ふ當りては、兵農分るゝと雖、兵皆土着し、其富豪なる者、多く子弟從卒を養ふ。之を大名小名と曰へり。朝廷征伐の命あるとき、各其徒屬を率ゐて戰に趣けり。此時に方て、東國の兵、多く騎射を主とし、關西の兵、多く歩戰を主とし、鎮西の兵、兼て水戰に習ひし。源氏の頃より、關東の兵も亦、往々太刀、長刀を用ゐて、弓矢に代ふるに至

れりと云ふ。之を要するに、其兵を用ゐる、主として天資の勇力に賴せり。後醍醐帝の朝、及び楠氏父子の兵を用ゐる、頗る節制あり。又機巧を用ゐ、專勇力に任せず。然れども、其術後世に傳はらば、足利氏の中葉、及び士多く槍を貴び、軍功を論ざる者、多く槍を以て稱するに至る。一番槍、二番槍と稱する類是あり。而して騎戰大に衰ふ。足利氏の季世に及び、北條氏、武田氏等、先鳥銃を用ゐ、織田氏、長槍を用ゐたり。東國の戰法、是に於て一變せり。時に武田信玄、上杉謙信、最軍術に長ず。共ふ群雄に畏服せらる。然れども、其術亦亡びて傳はらざるもの多し。徳川氏の軍政、多くは武田氏の法を學べり。而して騎戰に至ては、寥々として之を講ざる者稀あり。之を總ぶるは、足利氏の末葉より、天下日に干戈を用ゐ、兵士復耕作し、暇あらば、皆城下に群居して、廩米

を仰ぎ、兵農全く分れたり。然れども、奥羽鎮西の如きよ至てハ、土着の兵多かりきと云ふ。徳川氏の軍政亦確乎たる定規ある處となし。軍興ある毎に、藩の大小と、地の遠近とを随ひ、出兵の多少を制するのみ。大兵を發することあるは、幕府閣老を遣はして之を監せしむ。徳川家光よ至り、所謂參勤交代の法を設け、諸藩主をして、隔年に江戸よ來り居らしむ。而して其兵ハ皆各其城下に住す。是を以て費用甚多く、兵貧しくして農困あり。萩生茂卿、林子平の徒、盛よ武士土着の説を唱へることあり。其後吉田松陰、兵を罷め農に歸せしむる説を唱ふ。其意蓋兵農を一にせるよ在り。明治の初よ當り、諸藩版籍を奉還す。明治三年よ至り、大に兵制を改革し、海陸軍の制を定め、徵兵令を天下よ布き、士卒平民を問ひ、身體強壯ある者を撰みて兵と爲せり。是に於て七百餘年分裂の兵權、再一統よ歸せり。爾後徵兵令を改正し、海陸軍を擴張し、海陸軍兩省をして之を管せしむ。是に於て軍政大に定まれり。

第二十九章 國政

國政ノ善惡ハ、國運ノ消長ニ關スルコト甚大ニシテ國權之ニヨリテ消長シ、國民ノ福利之ニヨリテ伸縮ノ。國政其宜シキヲ得バ、治者ト被治者トノ間ハ、互ニ和睦シ、民心一致シテ、國運ノ隆盛ヲ致スベク、國政宜シキヲ失ハバ、人心乖離シ、國運ノ不振ヲ來クスベシ。故ニ我ガ國ノ臣民タル者ハ、略國政ノ要旨ニ通ジ務メテ國ノ政務ヲ贊襄シテ、以テ國運ノ進歩ヲ圖ラザルベカラズ。

抑我ガ國ニ於テ、國政ヲ主宰シ、施政ノ最高位ニ立タセ給フ御

方ハ畏クモ皇祖皇宗ノ遺烈ヲ承ケ天津日嗣ノ御位ニ當ラセ給フ天皇ニマシマシテ萬機皆宸衷ヨリ出ヅベキコト申スマデモナキ御事ナガラ我が歴代ノ天皇ニハ常ニ民心ノ赴ク所ト仰セラレテ大御心ニ隨ヒ御施政遊バサルコトナク何ゴトモ國ノ爲民ノ爲ト深キ御惠ヲ垂レサセ給フヲ常トス殊ニ今上皇帝ニハ畏クモ大御心ヲ國民ノ上ニ注ガセ給フコト御歴代ノ天皇ノ御心ニモマシテ深クアラセラレ登極ノ際ニ五條ノ御誓文ヲ發シサセ給ヒ次デ明治十四年ニ國會開設ノ期ヲ定メサセ給ヒテ今ヤ既ニ憲法ノ規定ニ基キ帝國議會ヲ開カセラレ吾等臣民ニ許スニ國政ノ一端ニ參與スベキ權ヲ以テセサセ給ヘリサレバ我が國ノ臣民タル者ハ斯カル畏コキ慮ノ御旨ヲ身ニ體シ須臾モ臣民タル者ハ宜シク務ムベキ所

ヲ遺ルコトナク拳々聖旨ヲ服膺シテ之ヲ實行セザルベカラズ是立憲ノ政體ヲ立テサセ給ヘル聖代ノ臣民ガ國ニ盡ス所以ノ義務ナリ。

通例國政ヲ分チテ立法行政司法ノ三部ト爲ス或ハ單ニ之ヲ立法行政ノ二部ニ分チ司法ヲ以テ行政ノ一部トナスコトアリ然レドモコレヲ合スレバーノ統治權ニ歸ス而シテ此ノ統治權ハ我が國ニ於テハ萬世一系ノ天皇コレヲ總攬セラル又統治權ヲ適當ニ施行スルニハ此三大部ノ互ニ獨立シテ相侵スコトナキヲ要ス而シテ明ニ此三部ノ權限ヲ定メ施政ノ任ニ在ル者ヲシテ越ユベカラザル本分ヲ知ラシメ國民ヲシテ國ニ對シテ盡スベキ權利義務ヲ知ラシムベキ根本ノ大憲ヲ稱シテ憲法ト云フ蓋畏クモ天皇已ニ御仁惠ヲ旨トセサセ

給ヒテ、國政ヲ行ハセ給フモ、其旨ヲ奉體シテ、施政ノ責ニ任スル者ニシテ、聖旨ヲ隔テ參ラスルガ如キコトモアラバ、畏キ御惠ノ國民ニ及バザル如キコトアリテ、聖德ノ御障トナルコトアルベシ。是畏クモ、今上皇帝ニ於テ、歷世天皇ノ旨トシ給ヒシ敵慮ヲ擴張セサセ給ヒ、特ニ憲法ヲ定メテ、政府ト人民トノ權限義務等ヲ規定セサセ給ヒシ所以ナルベシトハ、推察シ奉ルナリ。ステコン、下ヲ恤ミ給ヘル御聖德ハ、彌高ニ峻ク秀テ、御惠ミハ、彌深ニ深ク萬民ニ及ブベキナレ。

第三十章 東印度の人民（濠洲及印度）

東印度ハ、大別して、四ケの民族あり一「ブラミン」、二「ベスナ」、三「バイサ」、四「スドラ」是あり。此區分ハ、印度教より起リたるものにして、宗教上の族籍なり。カルカツタムハ「ブラミン」と「スドラ」多

カ
タ
ク

く、中間の二族ハ、甚多からば、印度教の制規ニ依レバ「ブラミン」
「ベスナ」、「バイサ」の三族ハ、聖衣を着せざるべからば、聖衣ハ、右肩より左胸に懸くるものにして、即日本ニ謂ふ袈裟なり。第四の「スドラ」ハ、裸體にして、袈裟を懸る權利を有せず。「ブラミン」ハ、比馬拉亞連山脈の麓より、コモリン海峡に至る迄、最高なる敬禮を受け、印度教の主宰者として、世事ニハ關セバ、專印度教の法理を講ぜり。「ベスナ」ハ、軍人にして、釋迦牟尼ハ、此族より出てたり。「バイサ」ハ、農商の專業家として、即平民とす。第四の「スドラ」ハ、日本舊時の穢多よりも甚き擯斥を受け、社會最賤の業にあらざれば、之を執るを得ず。此四民族の區別ハ、太古より今に至るまで、曾て變更を有さず。幾度か激烈なる宗教改革者輩出せしにも拘へらず、其功を收むるもの、甚稀なり。さて、印度人

年の間梵語を學べども、猶其奧義よ到るを不得と語れり。然れば、上古の婆羅門民族の如き、遊難の言語を使用し、偉大の思想を構成したるを觀れば、其民種の高尚にして、驚くべき頭腦を有せるものありと、知るべきなり。

ブラミン民族は、今日に於て、亦昔日の頭腦を有せざると雖、容儀端正、應接丁寧にして、一見遙か他の三民族に超逸せり。カルカッタ今日の「ブラミン」は、生存場裡、大なる失敗を受け居れども、其尊敬を受くる點、敢て昔日に降らば、ブラミン今時の衣服は、亞拉比亞人の衣服に髣髴し、長き「ジャツ」を着し、「ジャツ」の前より、別に稜ある前垂を懸け、地上に垂れたり。常に直立して歩行し、決して俯瞰をることあり。ブラミン中の少年は、手を背に廻り、反對の方向より、自己の耳をさぐり得る者少

あらば、以て頭部より足部に至るまで、身體の一直線あるを知らるべし。蓋支那人の如き、日本人の如き、多くの俯して歩行し、頭部を前垂れ、腦髓を脊髓の上に置かず、西人の説に依れば、是亞細亞人種特有の習癖ありと云へり。

カルカッタに於ける今日の「ブラミン」は、總て散髪にして、靴を穿ち、身體に施す宗教上の記號は、皆之を捨てたるが如し。カルカッタ府中の通衢に立ちて、往き通ふ土人の顔面を見るに、或は白毫を附し、或は赤毫を附し、或は黄色三線を施し、或は綠色七線を施し、或は顔面餘地なく、悉く文字を以て之を填め、或は髪の長きと三四尺及び、或は一撮の毛を残して、餘は悉く剃り落し、或は椰子葉を以て、頭を飾り、或は布を以て、頭の周圍を纏ふと、奇々怪々、殆ど記憶に暇あらず。唯「ブラミン」のみ、以

上の風習を捨て、更に之を用ゐざるものゝ如し。

今日の印度人の労働を以て、世の罪惡と心得居る者に似たり。その労働を惡むとの甚き、稚兒を鞭つて、水夫の業を執らむるが如し。甲水桶を手に送らんとす、甲の觀る處街上にありて乙ふあらば、乙之を受け取らんとす、其觀る處丙にありて甲ふあらず。故よ甲乙既に受け取りたるものとあして手を離し、乙の空を投りて、水桶を失墜せれども敢て驚あば、喃喃笑語して日を消せり。印度人の如何なる労働を執るも、決して其業に注意せず、漠然として他事を談ぐ居るは是類あり。又一般に腰を折ることを嫌ひ如何なる場合ふても、必長跪して業を執り、膝の頭に至り、手の地ふ垂れ不倒翁の坐を移さぬ如く、蠢然として動けり。余は數度土人の地上の物を拾ふに、決して

腰を折らば、首を垂れ、右足を舉げて、其物を攫まんとするを見たり。之を攫まんと欲して、屢失し、漸にして之を取り上げ、後足より手に渡したり。マコーレー氏、便加利州の人民を評して曰く、彼等の太古より蒸汽熱の中に生育したる人民なれば、英人を驅りて、之に入る、猶獅子を放て、羊群に投じたるを異ならずと、此言其實を穿てり。英人アクランド氏の其實験を記して曰く、余等夫妻が、食事を爲さふ十二人の印度人給仕を爲せども、一向に抄取らず、英國の小童一人ふも及ばざるふと千萬なり、と同氏又其實験を記して曰く、余の一人の土人の兩足を穴中に入れて、休息し、後之を抜らんと欲して、兩足已に成育し、遂に抜くこと能はざる計りの長日月を座禪して暮らせしものあるを見たりと。此言疑ふべきふ似たれども、亦善く印度土

人が脚を地中に没して、休息する様を述べたり。カルカツタ市中にて、土人別ふ労働らゝき事業を執らば、煉瓦を運ぶよ、三箇若くは四箇を頭上に載せ、最重もそりに持ち運ぶなり。荷物の悉く牛馬に引かゝむ。牛の體稍小にして、頭ふの駱駝に似たる凸肉あり。牛の遲緩あるふと、頗土人の性質よ類せり。故に木上の鳥、往々下りて牛の背上に啄めり。朝にヘーケ町を行き過ぎ、四五の土人が牛と共に路傍に沈睡せるを見、晝にベンチツク町に事を辨し、晩に歸る。曩きの土人の猶依然として沈睡せるを見たり。

第三十一章 芳野城の急戦 太平記

元弘三年正月十六日、二階堂出羽入道道蘊、六萬餘騎の勢にて、大塔宮の籠らせ給へる、吉野の城へ押し寄せ、菜摘河の川淀よ

り、城の方を向上げたれば、峰にハ白旗、赤旗、錦の旗、深山下風に吹なびのされて、雲う花のと怪よる。麓にハ數千の官軍、曹の星を輝かし、鎧の袖を連ねて、錦繡を敷ける地の如し。峰高うして、道細く、山嶮うして、苔滑かり。されば幾十萬騎の勢にて攻むるとも、輒く落つべしと見えざりけり。同く十八日の卯刻より、兩陣互ふ矢合をせしめて、入替く攻め戦ふ。官軍ハ物馴たる案内者どもおれば、此迫り、彼の難所お走せ散りて、攻め合をせ、開き合をせ、散々に射る。寄手ハ死生不知の坂東武者おせば、親子討たるれども、顧みば、主從滅ぶれども、ものこのほともせず。乗り越え、攻め近づく。夜晝七日の間息をも續めせず。相戦ふよ、城中の勢、三百餘人討たれよ、なせば、寄手の勢も、八百餘人討れよけり。況や矢に當り、石に打たれ、生死の際を知らざる者

へ、幾千萬と云ふ數を知らず。血ハ草芥を染め、尸ハ路徑に横へれども、城の體、少くも弱らぬ。寄手の兵多く、退屈してぞ見えたりける。爰に此山の案内者よて、一方へ向けられたりける。吉野の執行岩菊丸、己れが手の者を呼び寄せて申しける。東條の大將金澤右馬助殿へ、既に赤坂の城を攻め落して、金剛山へ向はれりと聞かゆ。當山の事、我等案内者たるに由りて、一方を承て向ひたる甲斐もなく、攻め落さて數日を送る事、大遺恨なれ。情事の様を察するに、此城を大手より攻め、人のみ討たれて、落を事有り難し。推量するに、城の後の山、金峰山に、嶮を憑て、敵さまで勢を置たる事あらと覺ゆるぞ。物馴たらんぞる足輕の兵、六百五十人勝りて、歩立になし、夜も紛れて金峰山より忍び入り、愛染寶堂ミズの上にて、夜カチダチの若々と明けへてん。

時、鯨波を揚げよ。城の兵、関音トキノコエよ驚て、度を失へん時、大手搦手、三方より攻め上りて、城を追ひ落し、宮を虜に奉るべしとぞ。下知しける。さらばとて、案内知りたる兵、百五十人を勝りて、其日の暮程より、金峰山へ廻りて、岩を傳ひ谷を上る。案の如く、山の嶮ききを憑みけるよ。只此彼の梢、旗計を結び付け置き、防ぐべき兵、一人もあらず。百餘人の兵ども、思ひの儘、忍び入りて、木の下、岩の陰に、弓箭を伏せ、冑を枕にして、夜の明るをぞ待ちたりける。相圖の比にも、成にければ、大手の寄手、五萬餘騎、三方より押し寄せて攻め上る。吉野の大衆、五百餘人、攻口も下り合ひて防ぎ戦ひ、寄手も城の内も、互に命を惜まば、追ひ上せ追ひ下し、火花を散してぞ戦ひたる。斯る所に、金峰山より廻りたる、搦手の兵、百五十人、愛染寶堂よりかり下りて、在々所々に

火を懸けて、時の聲をぞ揚げたりなる。吉野の大衆前後の敵を
防ぎ兼ねて、或ハ自腹を掻き切りて、猛火の中に走せ入りて死
せるもあり、或ハ向ふ敵に引き組みて、差違へて、共ニ死せるも
あり。思ひく、に討死をける程に、大手の堀一重ハ、死人ノ埋
りて平地ニ成る。去る程、搦手の兵思ひもよらぬ、勝手の明神
の前より押寄せて、宮の御座有りける。藏王堂へ打て懸りけ
る間、大塔宮今ハ遁れぬ所なりと思ひ召し切て、赤地の錦の鎧
直垂に、緋威の鎧のまど巳刻計ふるを、隙間もあく召され、龍頭
の冑の緒をしめ、三尺五寸の小長刀を脇ニ挟み、劣らぬ兵ども
二十餘人前後左右に立ち、敵のむらがりて扣へたる中へ走せ懸り、
東西を拂ひ、南北へ追ひ廻し、黒煙を立て、切て廻らせ給ふに、寄
手大勢ありといへども、僅の小勢に切り立てられ、木葉の風に

イ
カ
カ
カ

散るが如く、四方の谷へ颯と引く。敵引けば、宮ハ藏王堂の大庭
ニ並居させ給ひて、大幕打揚げて、最後の御酒宴ある。宮の御鎧
に立つ所の矢七筋、御額先、二の御腕、二ヶ所つかれさせ給ひて、
血の流る、事瀧の如し。然れども、立たる矢をも抜き給はず、流
る、血をも拭ひ給はず、敷皮の上に立ふがら、大盃を三度傾け
させ給へば、小寺相模、四尺三寸の太刀の鋒、敵の首を刺し貫
きて、宮の御前に畏り、戈鋌、劍戟を降らばと、電光の如くあり。
磐石岩を飛ぶこと、春の雨、相同ト、然りといへども、天帝の身
ハ近づくか、て、修羅かき、の為ニ破る、と、いやを揚げて舞ひ
たる有様の、漢楚の鴻門に會せし時、楚の項伯と項莊との劍を
抜き、舞ひに樊噲庭に立ふがら、帷幕を挑げて、項王を睨
み、勢と斯やと覺ゆる計なり。

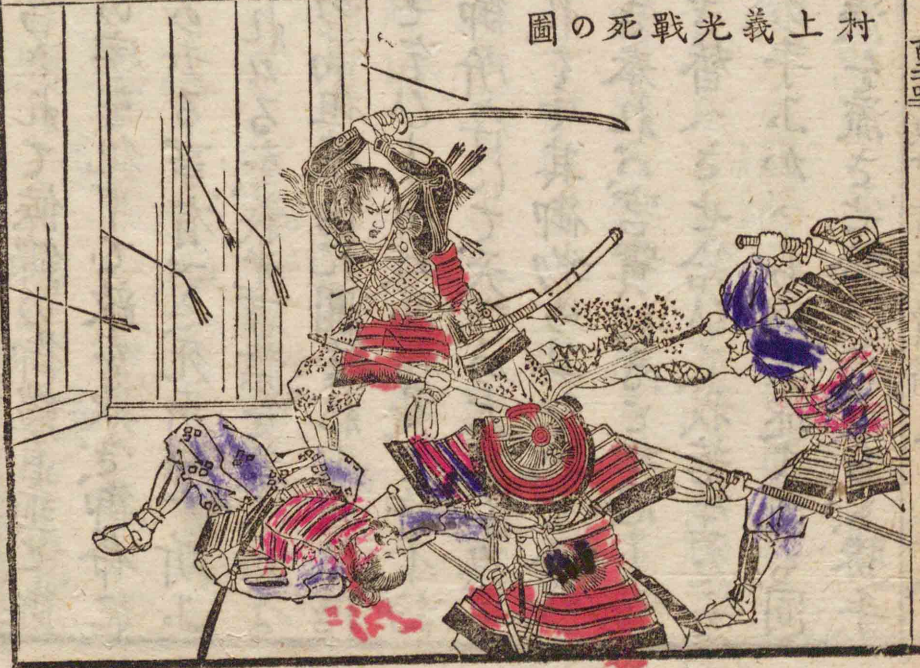
第三十二章 村上父子の忠節 太平記

大手の合戦急ありと覺えて、敵御方の鬨聲相交りて聞えける
ぶ實ふも其戦に自相當る事多ありと見え、村上彦四郎
義光鎧に立つ所の矢十六筋枯野に殘る冬草の風よ卧たる如
くに折り懸けて、宮の御前ふ参りて申ける、大手の一の木戸、
云甲斐よく攻め破られつる間、二の木戸も支へて、數刻相戦ひ
候つる所、御所中の御酒宴の聲、冷どく候つるふ付きて、参り
て候敵已にのさよ取り上りて御方の氣の勞れ候ひぬまば、此
城にて功を立ん事、今叶いと覺え候。未敵の勢を外所へ
廻し候ひぬ先に、一方より打ち破りて、一先落ちて御覽有る
べしと存候。但し跡に残り留りて戦ふ兵無く、御所の落させ
給ふ者ありと心得て、敵何所迄も續きて、追懸進らせんと覺え

候へば、恐ある事にて候へども、召されて候錦の御鎧直垂と、御
物の具とを下し給せて、御諱の字を犯して敵を欺き、御命に
代り進せんと申ければ、宮争で去る事有べき死あば一所お
ておそ、兎も角もならぬと仰られぬるを、義光言葉を荒らかよ
して、斯ある淺猿き御事、漢の高祖榮陽に圍まれし時、紀信
高祖の真似をして、楚を欺おんと乞ひをば、高祖是を許し給
ひ候ひぬや。是程に云甲斐あき御所存にて、天下の大事を思
召し立ちける事ありたてられ。まや其御物の具を脱せ給ひ
候へと申して、御鎧の上帯を解き奉れば、宮實にもと思し召
し、ん御物の具、鎧直垂まで脱ぎ替へさせ給ひて、我若生たら
ば、汝の後生を吊ふべし、共に敵の手ふか、らば、冥途までも同
ト岐に伴ふべしと仰られて、御涙を流させ給ひながら、勝手

の明神の御前を南へ向きて落
させ給へば、義光ハ二の木戸の
高櫓に上り遙に見送り奉りて
宮の御後影の幽こもり隔らせ給ひ
ぬるを見て、今ハかうと思ひけ
れ、櫓の小間の板を切り落し
て、身をあらわにして、大音聲を
揚げて名乗りけるハ、天照大神
の御子孫、神武天皇より九十五
代の帝、後醍醐天皇第二の皇子、
一品兵部卿親王、尊仁逆臣の爲
に亡され、恨を泉下に報ぜん爲

村上義光戦死の圖



み只今自害を有様見置きて、汝等ハ武運の忽たちまち盡きて、腹を
切んずる時の、手本よせよ、と云ふ儘に、鎧を脱ぎて櫓より下へ
投げ落し、錦の鎧直垂の袴計はかま練貫の二重小袖を、押膚脱ぎて、
白く清氣きよげふる膚に、刃を突き立て、左の脇より、右のそば腹迄
一文字に搔き切りて、腸掴みて櫓の板に投げ付け、太刀を口に
銜へて、うつ伏し成てぞ卧ふたりたる。大手搦手の寄手、是を見て、
走はりや大塔宮の御自害あるハ、我先に御首を給たまいらんとて、四
方の圍を解きて一所に集る。其間に宮ハ引き違へて、天の川へ
ぞ落させ給ひたる。南より廻りける、吉野の執行ぎやうぎんハ、勢五百餘騎、
多年の案内者あんないをば、道を要まり、かさみ廻りて、打ち留め奉らん
と取籠むる。村上彦四郎義光よしかハ、子息、兵衛藏人義隆ハ、父ハ自害
しつる時、共ハ腹を切んと、二の木戸の櫓の下まで、馳せ來りた

高等斥賣 百五 教育書專賣所 普及

りけるを、父大に諫めて、父子の義のさる事おれども、暫生きて、
 宮の御先途を見果て進せよと庭訓を残しければ、力なく且く
 の命を延べて、宮の御供にぞ候ける。落ち行く道の軍事已に急
 にして、討死せざれば、宮落させ給へどと覺えなせば、義隆只一人
 ふみ留りて、追ひてあゝる敵の馬の諸膝雜ての切り居え、平首
 切ての、^{タテ}落させ、九折ある細道に、五百餘騎の敵を相受けて、半
 時をかりぞ支へたる。義隆節石の如くなりといへども、其身金
 鐵おらざれば、敵の取り巻きて射ける矢も、義隆已に十餘箇所
 の疵を蒙りてなり。死ぬる迄も、猶敵の手に懸らどとや思ひけ
 ん、小竹の一村ありける中へ走せ入りて、腹搔き切りて死ふけ
 り。村上父子の敵を防ぎ討死しける其間、宮の虎口に死を御
 遁れ有りて、高野山へぞ落させ給ひける。出羽の入道道蘆の村

上の宮の御真似をして、腹を切りたりつるを、眞實と心得て、其
 首を取りて、京都へ上せ、六波羅の實檢ふさらすに、ありもあら
 ぬもの、首ありと申ける。獄門よ梟をよでも無く、九原の苔
 よ埋れにけり。道蘆の吉野の城を攻め落したるは、專一の忠戦
 あれども、大塔宮を討ち漏し奉りぬれば、猶安のらば思ひて、懸
 て、高野山へ押し寄せ、大塔に陣を取て、宮の御在所を尋ね求め
 るを、一山の衆徒皆心を合せて、宮を隠し奉りければ、數日
 の粉骨がひもふくて、千劔破の城へぞ向ひける。

第三十三章 國憲國法

國憲との、明治二十二年の紀元節に發布せられたる憲法を
 さへせ給ふあり。その憲法は、御先祖のこの御遺訓と、その國
 體の成り立とに基きて、天皇の、それが國を盛大にし、それ等臣民

を安のらしめんと思召して定めさせ給へるものをなれば、こと
等の子々孫々千萬世に至るまで謹みて守り奉るべき大法あり。
前よも述べたる如く、我が國體ハ國土人民ありて後に皇室の
出で來たるに由らば、皇室ありて後ハ國土も開け、人民も繁
殖せしものなれば、この國土人民のあらんがぎりハ皇室もよ
た動き給ふまどきふとこりあり。他の國々の土地あり、人民あ
りて後に、外國の強き人種入り來たりて、おれが君となりしも
のとの天と地ほどの相違といふべし。

次ハ國法といふハ國民たるものハ、一般ハ守るべき種々の法
律を定めていふあり。凡ハの世の中の善良なる人のみの寄合
にして、少くも他人の利益を妨げ、又ハ他人の安樂を害するな
どいふものなくば、國法あるも無用のものなるべし。さして、人

いさましくして、數多き中ハ學校の教をも受けたることな
く、無智文盲ふして人の道を辨へざるものなりとせば、又無智
文盲ならざるものハ、中にも、才あるものあり、才なきものあり、
力の強きものあり、弱きものありて、互ハ相凌ぶんとする勢あ
るにより、其仲間の附合を滑ふして、共にその利益を増さんハ
ハ、法律の力によらざれば能はざるもの少ならず。さして、法律
ハ、吾等人民の身分と財産とを安穩に保たしめんが爲に、設け
られたるものなるべし。今更申すまでもなけれども、世に
ハ、往々法律を犯し背くものあるハ、如何なる心よあらん。是
や、己の利益を保護せらる、厚き御惠を自捨つるもの
にして、これを愚人の中の愚人と云ふべし。實に吾等人民ハ、
互に今日の世を安穩に過しゆくことを得るハ、國憲國法の

御惠によるものをおきべ、いかでかであれを謹み守らざるべき。

第三十四章 化合及元素

鐵ノ粉末若干量ヲ取り、之ニ三倍スル硫黄ノ粉末ヲ混ぜ合ハセ、能ク之ヲ攪拌セバ、兩種ノ粉末ハ、猶判然トシテ識別スルコトヲ得ベシ。是鐵ト硫黄トノ粉末ハ互ニ能ク混合シタリト雖、其分子間ニハ、毫モ變化ヲ起スコトナケレバナリ。然ルニ混合シタル粉末ヲ皿ニ盛り、火ニテ之ヲ熱スルトキハ、忽變化ヲ起シ、二物互ニ熔ケ合ヒテ、鐵ニモアラス、硫黄ニモアラザル、一新物ヲ生ズ。之ヲ硫化鐵ト云フ。此硫化鐵ハ、鐵ノ原子ト、硫黄ノ原子ト、相合シテ成リタル者ナリ。原子ノ相合スル作用ヲ稱シテ、化合ト云フ。

又重炭酸曹達ト、酒石酸トヲ、杯中ニ入レテ、之ヲ混ぜ合ハスル

ニ更ニ變化ノ起ルコトナシ。然ルニ、之ニ水ヲ注グトキハ、烈シキ沸騰ヲ起スベシ。是酒石酸ト「ソジューム」トハ、其化合スルカ甚強キガ故ニ、相化合シ、炭酸「ソジューム」炭酸ノ「ソジューム」ヨリ分離スル際ニ起ル變動ナリ。

二箇以上ノ異質分子化合シテ成リタル物ヲ、化合物ト云ヒ同質ノ原子相集リテ成リタル物ヲ、元素ト云フ。凡地球ノ萬物ハ、其數多シト雖、僅ニ六十餘ノ元素ヨリ成レリ。元素ヲ大別シテ、金屬、非金屬ノ二種ト爲ス。其非金屬ニ屬スル者凡十五アリ。酸素、水素、窒素、炭素、鹽素、臭素、沃素、弗素、硫黄、硼素、硅素、磷素等、其重要ナル者ナリ。又金屬ニ屬スル者凡五十アリ。其重要ナル者ハ、白金、黄金、銀、鐵、「ニッケル」、「コバルト」、「マンガン」、「クロミウム」、「バリウム」、「ストロンチウム」、「カルシウム」、「アルミニウム」、「マグネシウム」

